

自 令和4年9月 9日
至 令和4年9月16日

令和4年第3回平内町議会定例会
会 議 録

平内町議会事務局

令和4年第3回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	11
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第1号（9月9日 金曜日）	17
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第2号（9月12日 月曜日）	25
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（農政課・農業委員会事務局長 飯田千代志君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君）	
◎ 小笠原智鶴子君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君）	

◎ 亀田弘徳君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

(総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君)

(町民課長 工藤隆之進君)

◎ 木村良一君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

1、質 疑	58		
1、決算特別委員会設置				
1、議 案 付 託				
1、陳 情 付 託				
1、休 会 提 議				
1、散 会				
第3号(9月16日 金曜日)	59		
1、本日の会議に付した事件				
1、出席議員及び欠席議員				
1、法121条による出席者				
1、出席事務局職員				
1、開 議				
1、決算特別委員会報告				
1、表 決	61		
議案第55号	議案第56号	議案第57号	議案第58号	
議案第59号	議案第60号	議案第61号	議案第62号	
議案第63号	議案第64号			認 定
1、総務福祉常任委員会報告				
1、経済文教常任委員会報告				
1、表 決	61		
議案第65号	議案第66号	議案第67号	議案第68号	
議案第69号	議案第70号	議案第71号	議案第72号	原案可決
陳情第3号				不採択
1、表 決	62		
議案第73号				原案可決
1、表 決	62		
議案第74号				原案可決
1、表 決	63		
議案第75号				原案可決
1、表 決	64		
議案第76号				同 意
1、表 決	65		
議案第77号				同 意
1、議員派遣の件	65		
				承 認

1、町長挨拶（町長 船橋茂久君）

1、閉会

〔参考登載〕

平内町告示第65号

令和4年第3回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年9月6日

平内町長 船橋 茂久

記

1. 日 時 令和4年9月9日（金） 午後3時
2. 場 所 平内町議会議場

令和4年第3回平内町議会定例会 会期日程表

令和4年9月9日招集

月 日	開議時刻	件 名
9月 9日 (金)	午後3時	<p>本会議</p> <p>開 会 ・ 開 議</p> <p>第 1 会議録署名議員の指名</p> <p>第 2 会期の決定</p> <p>第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明)</p> <p>散 会</p>
9月10日 (土)		休 会
9月11日 (日)		休 会
9月12日 (月)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 一 般 質 問</p> <p>第 2 質 疑</p> <p>第 3 決算特別委員会設置</p> <p>第 4 議 案 付 託</p> <p>第 5 陳 情 付 託</p> <p>散 会</p>
9月13日 (火)	午前10時	休 会 (決算特別委員会)

月 日	開議時刻	件 名
9月14日 (水)	午前10時	休 会 (決算特別委員会)
9月15日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)
9月16日 (金)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 決算特別委員会報告</p> <p>第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 3 議案第73号</p> <p>第 4 議案第74号</p> <p>第 5 議案第75号</p> <p>第 6 議案第76号</p> <p>第 7 議案第77号</p> <p>第 8 議員派遣の件</p> <p>(町 長 挨 拶)</p> <p>閉 会</p>

令和4年第3回平内町議会定例会
9月9日議事日程表（第1号）

開議時刻 午後3時

開 会 ・ 開 議

- | | |
|-------|----------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明） |
- 散 会

令和4年第3回平内町議会定例会
9月12日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

- | | |
|-------|-----------|
| 日程第 1 | 一 般 質 問 |
| 日程第 2 | 質 疑 |
| 日程第 3 | 決算特別委員会設置 |
| 日程第 4 | 議 案 付 託 |
| 日程第 5 | 陳 情 付 託 |
- 散 会

令和4年第3回平内町議会定例会
9月16日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

開 議

- 日程第 1 決算特別委員会報告
- 日程第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 3 議案第73号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4 議案第74号 財産の取得について
〔新型コロナウイルス感染症対策用庁舎備品〕
- 日程第 5 議案第75号 青森地域広域事務組合理約の変更について
- 日程第 6 議案第76号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第77号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議員派遣の件

(町 長 挨 拶)

閉 会

令和4年第3回平内町議会定例会会議録

令和4年9月 9日 開 会

令和4年9月16日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第55号 令和3年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第56号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第57号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について
議案第58号 令和3年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
議案第59号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第60号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第61号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第62号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第63号 令和3年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第64号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第65号 令和4年度平内町一般会計補正予算案
議案第66号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
議案第67号 令和4年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案
議案第68号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案
議案第69号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案
議案第70号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案
議案第71号 令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案
議案第72号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案
議案第73号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第74号 財産の取得について〔新型コロナウイルス感染症対策用庁舎備品〕
議案第75号 青森地域広域事務組合規約の変更について
議案第76号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
議案第77号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

2、陳情書

- 陳情第 3 号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

3、報告

- 報告第20号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕
報告第21号 令和3年度平内町特別導入事業基金の実績報告について
報告第22号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕
報告第23号 令和3年度平内町奨学資金貸付基金の運用状況の報告について
報告第24号 令和3年度平内町健全化判断比率の報告等について
報告第25号 令和3年度平内町資金不足比率の報告等について
令和3年度 平内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

4、令和3年度平内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

例月出納検査結果報告書

5、令和4年度平内町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書 令和3年度の実績

令和4年9月16日

平内町議会議長 船橋健人 殿

決算特別委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第55号	令和3年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について	原案どおり認定すべきもの	処置妥当
議案第56号	令和3年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第57号	令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第58号	令和3年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第59号	令和3年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第60号	令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第61号	令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第62号	令和3年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案どおり認定すべきもの	処置妥当
議案第63号	令和3年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第64号	令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ

令和4年9月16日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第65号	令和4年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第66号	令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第71号	令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第72号	令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和4年9月16日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第95条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	委員会の意見	審査の結果
陳情第3号	中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情		不採択とするべきもの

令和4年9月16日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第65号	令和4年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第67号	令和4年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第68号	令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第69号	令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第70号	令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
日程第2、会期の決定
日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）
-

出席議員 10名

議長 船橋 健人君 副議長 木村 良一君 2番 田中 大君
3番 小笠原 智鶴子君 4番 亀田 弘徳君 5番 田中 茂勝君
6番 太田 満則君 8番 倉内 清一君 9番 佐々木 徳正君
10番 田中 光弘君

欠席議員 1名

7番 七尾 潔君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船橋 茂久君	副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤 英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊 仁志君
町民課長 工藤 隆之進君	福祉介護課長 塩越 信子君
福祉介護課指導監 竹達 暁教君	健康増進課長 松山 秀子君
健康増進課指導監 大水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田 千代志君
水産商工観光課長 畑井 幸治君	地域整備課長 佐々木 隆志君
地域整備課上下水道管理室長 近藤 吏君	会計管理者 飯田 剛志君
平内中央病院事務局長 小形 正樹君	消防監消防署長 木村 秀人君
教育長 渡辺 伸一君	学校教育課長 須藤 鉄博君
生涯学習課長 船橋 英樹君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一成 事務局長補佐 片山 潤一

振鈴（午後3時 開会）

議長（船橋健人君） どうも皆さん、こんにちは、ただいまから、令和4年第3回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

ただちに本日の会議を開きます。

会議は、議事日程表第1号により進めます。日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭をとらせますので、全文を続けて朗読願います。

全員ご起立願います。

(町民憲章を朗読した)

議長（船橋健人君） 着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（佐々木一成） それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました案件は、「議案第55号 令和3年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第56号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第57号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」、「議案第58号 令和3年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、「議案第59号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第60号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第61号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第62号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第63号 令和3年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第64号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第65号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第66号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第67号 令和4年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第68号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第69号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第70号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第71号 令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第72号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第73号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第74号 財産の取得について〔新型コロナウイルス感染症対策用庁舎備品〕」、「議案第75号 青森地域広域事務組合規約の変更について」、「議案第76号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」、「議案第77号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」以上23件であります。

また、今定例会までに受理した、陳情書は「陳情第3号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情」の1件であります。

次に、報告関係では、町長より「報告第20号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」。

また、平内町特別導入事業管理者より「報告第21号 令和3年度平内町特別導入事業基金の実績報告について」。

次に、町長より「報告第22号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」、「報告第23号 令和3年度平内町奨学資金貸付基金の運用状況の報告について」、「報告第24号 令和3年度平内町健全化判断比率の報告等について」、「報告第25号 令和3年度 平内町資金不足比率の報告等について」。

また、平内町監査委員より「令和3年度 平内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」と、「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、議員各位に配布してあります。

また、参考資料といたしまして「園や学校生活における、マスク着用が困難な子どもの人権を守ることおよび過剰な感染対策の見直しを求める陳情」、平内町教育委員会より「令和4年度 平内町教育

委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」(令和3年度の実績)が提出されましたので、各位に配布してあります。

次に、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の職・氏名及び職務のために出席した者の職・氏名については、お手元におくばりしてありますので、ご了承願います。以上で、議長報告の朗読を終わります。

議長(船橋健人君)以上で諸報告を終わります。これより日程に入ります。

◇

日程第1、会議録署名議員の指名

議長(船橋健人君)日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君を指名します。

◇

日程第2、会期の決定

議長(船橋健人君)日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から9月16日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君)異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月16日までの8日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。

◇

日程第3、議案一括上程(提案理由及び議案概要説明)

議長(船橋健人君)日程第3、「議案第55号」から「議案第77号」まで以上23件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。(「はい、議長」の声あり)はい、町長。

町長(船橋茂久君)皆さん、こんにちは。

本日ここに、令和4年第3回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

まず、8月3日からの北日本に停滞する前線の影響により、青森県内、記録的な大雨となり、人的被害はなかったものの、平川市、外ヶ浜町、今別町、鱒ヶ沢町、深浦町では、住家の全壊、半壊、一部破損、深浦町と中泊町では、集落が孤立状態、鱒ヶ沢町では、河川が氾濫し、住宅などの多くが浸水、津軽地方を中心に、生活基盤となる住家への浸水、停電や水道の断水、リンゴ畑、水田などの農地、農作物、河川、道路、鉄道路線など、甚大な被害に見舞われ、避難生活や不便な生活に苦しんでおられます方々へ、心より御見舞い申し上げ、一日でも早い、復旧・復興を願うものであります。

新型コロナウイルス感染症については、感染力が非常に強い、変異株のオミクロン株により、国内、県内の感染拡大が、収まらない状況の中、町でも、私自身の感染や平内中央病院での入院患者を含む集団感染につきまして、町民の皆様へ御心配、御迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後とも、県との連携を深め、町民の健康、命を守るべく、町民へのワクチン接種体制など、町民への感染対策、対応を、ひとつずつ丁寧に積み重ねて参る所存であります。

さて、わが町における今年の水稲につきましては、冬期間の大雪により春先の作業の遅れが心配されておりましたが、田植え時期から天候に恵まれ概ね順調に生育しておりました。しかし、6月上旬及び7月中旬の低温、日照不足等の影響から、農林水産省では、8月15日現在の本県における今年

の作柄予測を「やや不良」と見込んでおります。また、出穂最盛期の8月3日から9日にかけての大雨等の影響や今後の天候の変化には、注視していかなければならないと考えております。

病虫害防止につきましては、航空防除による薬剤一斉散布事業への支援を行うなどをして、カメムシやイモチ病発生の抑制にできる限りの対策を講じて参りました。今後とも、県はじめ関係機関と連携して生産管理に万全を期すため、体制の整備を図って参りたいと考えております。

一方、ホタテ養殖においては、令和3年産の半成貝、新貝ともに大きなへい死はなく、成長も順調で生産量は令和2年産貝より少ないものの、販売金額については、加工業者の在庫不足が要因となり、2017年度以来の高値水準で、平均単価が最終的に230円となり、平内町漁業協同組合の当初の販売計画額をすでに達成しております。

また、稚貝については、全湾的にラーバの母体となる親貝が必要枚数を下回っていることに加え、東湾側の親貝の大規模産卵が発生しなかったため、湾内に出現したラーバ数が例年よりかなり少ないことや、今後高水温期間が長くなることが予想されていることから、成貝用の新貝と稚貝への成長に悪影響を及ぼすのではないかと懸念しております。

このように環境変動の影響を受けやすいホタテ養殖は、その年毎に課題は変わるものの、ホタテの安定生産のためには、養殖の適正数量を守り、多少の環境変動にも耐え得る、丈夫な種苗を確保するための親貝の育成に引き続き、生産者及び漁業協同組合と一体となって取り組んで参りたいと考えております。

本年度の町行政の運営につきましては、現在のところ事務事業全般にわたり順調に経過しており、これも偏に議員並びに町民各位の御理解と御支援の賜物であると心から感謝申し上げます。

さて、今定例会には、前年度の各会計にかかわる決算認定及び本年度の各会計補正予算案並びに人事案件等、合わせて23件を提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、「議案第55号 令和3年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」であります。現下の厳しい行財政に鑑み、限られた財源の重点的配分方針のもとに編成し、その予算執行に当たっては、適正かつ効率的に活用した結果、お陰様をもちまして計画した事業等は順調に実施され、所期の目的を達成することができました。

本議案にかかわる予算総額は、歳入歳出ともに86億8,524万6千円となりました。これに対する決算では、収入済額が83億2,571万4千余円、支出済額が81億5,702万9千余円で、歳入歳出の差引残額1億6,868万5千余円の剰余金が生じました。この剰余金については、繰越明許費の一般財源分463万6千円を差し引いた残額1億6,404万9千余円のうち、地方自治法の規定に基づき、財政調整基金へ9,000万円を積立し、残額7,404万9千余円を令和4年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第56号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額19億9,817万8千円に対し、収入済額が20億3,251万2千余円で、予算に比し3,433万4千余円の増収となり、支出済額が19億4,316万5千余円で、予算に比し5,501万2千余円の支出減となりました。この結果、歳入歳出の差引残額8,934万7千余円の剰余金が生じました。

その大きな要因は、歳入において、安定的な国保税収を確保できたことや、県支出金のうち、特別交付金が予想を上回ったこと、また、歳出においては、新型コロナウイルス感染症の影響から医療機関への受診控えにより、保険給付費が抑えられたことなどが挙げられます。この剰余金については、

全額令和4年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第57号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」であります。まず、収益的収入及び支出における病院事業収益は、15億3,539万1千円となりました。一方、病院事業費用では14億7,072万余円となり、これの差引額から資本的支出の消費税分733万1千円を差し引いた当年度純利益は、5,734万余円となりました。これにより年度末における累積欠損金は、11億8,411万7千円円で、昨年度より4.6パーセントの減少となっております。

次に、資本的収入及び支出について、収入では企業債が2,080万円、一般会計負担金が1億4,730万6千円、補助金は、一般会計補助金5,106万2千円を含み5,539万円で、収入の合計は、2億2,349万6千円となりました。一方、支出では医療機器の整備等に係る建設改良費が8,235万2千円、企業債償還金が2億2,314万8千円、医療職修学資金貸付金が300万円で、支出の合計は、3億850万1千円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額8,500万5千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

次に、「議案第58号 令和3年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」であります。当町の給水人口は、前年度比221人減少して9,881人となりました。決算の内容につきまして、収益的収入の営業収益は2億8,139万2千円、営業外収益は一般会計繰入金689万2千円を含み3,154万1千円で、収益合計では3億1,293万3千円となりました。また、費用においては、営業費用で1億9,435万6千円、営業外費用で3,884万5千円、費用合計では2億3,320万2千円となりました。

次に、資本的収入及び支出について、収入では企業債、国庫補助金等で収入合計額5,870万8千円となり、支出では、建設改良費の配水池工事、企業債償還金等で、支出合計額2億999万8千円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億5,129万余円は、現年度分損益勘定留保資金並びに現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,968万7千円、建設改良積立金5,160万3千円で補てんいたしました。

なお、これらに係る消費税関係を処理した結果、総収益2億8,718万6千円、総費用2億1,199万1千円で、当年度純利益は7,519万5千円となりました。

次に、「議案第59号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額2,479万1千円に対し、収入済額が一般会計からの繰入金2,438万2千円と前年度繰越金40万9千円をあわせて2,479万1千円となり、一方、支出済額が指定管理料ほかで2,444万1千円となり、歳入歳出の差引残額35万余円は、令和4年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第60号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額1億5,211万1千円に対し、収入済額が1億5,103万5千円、支出済額が1億4,929万4千円となりました。この結果、歳入歳出差引額174万余円は、令和4年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第61号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額1億2,336万1千円に対し、収入済額が1億617万6千円、支出済額が1億504万7千円となりました。この結果、歳入歳出差引額112万8千円は、令和4年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第62号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」でありますが、歳入歳出予算の総額4億2,141万1千円に対し、収入済額が4億1,519万4千余円、支出済額が4億1,485万7千余円となりました。この結果、歳入歳出差引額33万7千余円は、令和4年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第63号 令和3年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」でありますが、歳入歳出予算の総額14億4,585万7千円に対し、収入済額が13億8,516万7千余円、支出済額が13億6,443万5千余円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額2,073万2千余円の剰余金が生じました。その大きな要因は、介護サービスの保険給付費が見込額を下回ったことによるものであり、この剰余金については、全額令和4年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第64号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でありますが、歳入歳出予算の総額3億1,976万1千円に対し、収入済額が3億2,093万2千余円、支出済額が3億1,877万9千余円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額215万3千余円は、令和4年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第65号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、総体として3億8,215万2千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出ともに78億2,135万5千円としたものであります。

補正の主なものとして歳出では、旧少年院跡地の道路等設計業務委託料及び支障木伐採工事費、ふるさと納税促進事業費、プレミアム商品券（第4弾）発行事業助成金、移住・定住促進事業費、平内町原油価格・物価高騰対策助成事業費、子育て臨時特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、ホタテ残渣収集運搬委託料及び処理業務委託料、農業用道水路補修事業費、農道整備事業費、林道修繕費、平内町事業復活支援金、道路等修繕費、教育委員会事務局費、中学校施設維持管理事業費、8月9日の大雨による公共土木施設災害復旧事業費、各特別会計への繰出金等について、新規及び増額計上いたしました。

これら歳出に対する財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を始めとして、歳出に関連したそれぞれの収入を見込んだほか、前年度会計からの繰越金確定分を増額計上し、なお、不足する一般財源については公共施設等整備基金を繰入し、歳入歳出同額といたしました。

また、平内町役場庁舎整備事業に係る債務負担行為について令和5年度から令和27年度まで、35億円を限度とし、設定いたしました。

次に、議案第66号「令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、歳入歳出ともに7,159万5千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに20億2,186万5千円といたしました。

補正の内容について歳出では、基金積立金及び過年度精算による返還金等を増額し、金額の確定により、国民健康保険事業費納付金を減額いたしました。歳入では、決算剰余金確定により繰入金を減額、繰越金等を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第67号 令和4年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、前年度繰越金が増額したことによる予算調整を行うもので、予算総額について歳入歳出に変更はございません。

補正の内容について、歳入では、前年度会計繰越金を増額し、それに伴って一般会計繰入金を減額しました。歳出では、除雪機械借上料の充当財源を組替し予算調整を行いました。

次に、議案第68号「令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出予算ともに125万3千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに1億5,889万7千円といたしました。

補正の内容について歳出では、農集排施設整備事業業務委託料等を増額いたしました。歳入では、資本費平準化債を減額、使用料滞納繰越分、前年度会計繰越金等を増額、予算調整を図るため一般会計繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第69号「令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出予算ともに6万4千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに1億1,370万6千円といたしました。

補正の内容について歳出では、一般職手当を増額いたしました。歳入では、資本費平準化債を減額、使用料滞納繰越分、前年度会計繰越金等を増額、予算調整を図るため一般会計からの繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第70号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに233万2千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに4億8,123万8千円といたしました。

補正の内容について歳出では、公共下水道設計測量試験費委託料等を増額、公共下水道管渠工事請負費を減額いたしました。歳入では、使用料及び前年度会計繰越金等を増額、予算の調整を図るため一般会計からの繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第71号 令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに4,174万8千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに14億6,668万5千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金を増額いたしました。歳入では、国庫支出金、県支出金及び繰越金を増額、保険料及び繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第72号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに215万3千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに3億3,192万円といたしました。

補正の内容について歳出では、諸支出金を増額いたしました。歳入では、繰越金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第73号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児と仕事の両立支援を目的として、育児休業の取得回数の制限が緩和されたこと等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第74号 財産の取得について〔新型コロナウイルス感染症対策用庁舎備品〕」であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する観点から、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、職員等が使用する庁舎備品について、抗菌仕様または抗菌加工を施した机・椅子等を購入するものであり、去る8月19日指名競争入札を執行したところ、株式会社テクノル青森支店が落札し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第75号 青森地域広域事務組合規約の変更について」であります。青森地域広域

事務組合振興基金を廃止するにあたり、同組合の規約を変更する必要があることから地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第76号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」であります。現教育長の渡辺伸一氏は本年10月7日をもって任期満了となりますが、同氏は教育行政に精通し、人格、識見ともに優れた方でありますので、適任者と認め、引き続き任命いたしたく、何卒満場一致での御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「議案第77号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。現委員の田中芳子氏は本年10月27日をもって任期満了となりますが、同氏は人格、識見ともに優れた方でありますので、適任者と認め、引き続き任命いたしたく、何卒満場一致での御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明いたしましたが、議事の進行に伴い御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

議 長（船橋健人君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日、10日及び11日は、町の休日のため休会といたします。

来る9月12日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。どうもご苦労様でした。

(午後3時50分 散 会)

本日の会議に付した事件

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、質 疑
- 日程第3、決算特別委員会設置
- 日程第4、議案付託
- 日程第5、陳情付託

出席議員 10名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	2 番 田 中 大君
3 番 小笠原 智鶴子君	4 番 亀 田 弘 徳君	5 番 田 中 茂 勝君
6 番 太 田 満 則君	8 番 倉 内 清 一君	9 番 佐々木 徳 正君
10番 田 中 光 弘君		

欠席議員 1名

7 番 七 尾 潔君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 田 中 正 美君	税 務 課 長 渡 邊 仁 志君
町民課長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 塩 越 信 子君
福祉介護課指導監 竹 達 暁 教君	健康増進課長 松 山 秀 子君
健康増進課指導監 大 水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯 田 千代志君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 飯 田 剛 志君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 船 橋 英 樹君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一 成 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴(午前10時開議)

議 長(船橋健人君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。

◇

日程第1 一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告に基づき、2番田中 大君の登壇を許します。（「議長、2番」の声あり）はい、田中 大君。

2番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

先月の豪雨で県内でも多くの自治体と住民の方々が被災されました。まずは、被災された皆様方に対し心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復興作業が進み、安心して暮らすことができますよう衷心よりご祈念申し上げます。

皆さんも新聞報道やニュースでご覧になったと思いますが、特に大きな住宅被害を被った鯉ヶ沢町と外ヶ浜町、ニュース映像を目の当たりにし、私自身も大きなショックを受けました。それに加え、浸水や冠水被害では、水稲で20市町村、野菜・花卉は18市町村、リンゴなどの園地被害は10市町村で確認されたほか、法面崩壊、農業用施設、林地、林道、治山施設、孵化場や養殖場など多くの被害が発生しました。今回の大雨被害は、激甚災害に指定される見通しで、県は被害状況を把握・確認しながら支援に取り組むこととしておりますので、私も議会人として、また一人の県民として、できる限りの支援に取り組んでまいるとともに、平常時、常日頃から災害に対する備えの大切さを改めて認識させられましたので、防災意識の普及・啓発にも努めるよう改めて決意させられました。

それでは、一般質問に入ります。

「物価高対策として水道料減免を」。

エネルギーと食料を中心とする物価高は、低所得世帯ほど家計の重荷になっていることが8月13日、総務省や日銀の調べで裏付けられたと報道発表がありました。電気代や食パンなど、値上がりした生活必需品への支出割合が高いことが響いているとのことであり、景気の足枷となる低所得世帯の負担増を軽減できなければ、日本経済の本格回復は望めないとの声も聞かれます。

また、年金の引き下げや、実質賃金指数の推移において、国際比較が1997年を100とした場合、10パーセント以上減少している一方で、2022年に入ってから為替相場が大きく変動、20年ぶりの「超円安」はコロナ禍やウクライナ情勢と相まって、物価上昇を招いております。総務省の消費者物価指数は、1960年以降41年ぶりに最高となる前年比10パーセントも上昇し、中小企業、個人事業主の経営を脅かしております。このコスト増が価格に転嫁されれば、一層の値上げが家計を直撃していきます。

また、ある証券会社が今年7月5日、全国の20から60代の男女、合計600名を対象に実施した家計管理に関する実態調査によれば、生活費の高騰によって家計への影響を感じている人が約8割という結果が出ております。「生活費が高騰したことであなたの家計に影響を与えた項目」としては、1位が「食費」で74.2パーセント、2位が「水道・光熱費」で63.2パーセント、3位が「交通費」で43.1パーセントという結果となっております。

また、家計に影響を与えた項目上位3つについて「月に上昇した金額」という質問では、食費が平均8,887円、水道・光熱費が平均5,200円、交通費が平均4,503円上昇したとのことであります。これらだけでも月額合計2万円ほどであり、相次ぐ値上げの影響が如実に表れるデータとなっております。地域差もあることから、一概に当町へ置き換えることはできませんが、私の肌感覚としても賃金上昇を見込まれない中、日に日に町民の声が大きくなっていると感じているところであ

ります。

そのほか、値上げラッシュが今夏以降本格化する見通しであることが帝国データバンクの調査で明らかとなりました。それによれば、主要メーカー105社における今年以降の価格改定計画を追跡調査した結果、6月末までに累計1万5,257品目で値上げが判明しました。6月1日調査時点から約1か月間でさらに5,000品目の値上げ計画が明らかとなり、このうち、7月単月での値上げは1,588品目が実施されるほか、8月は初めて2,000品目を超えたとのことであります。この結果、7、8月の2か月間だけで4,000品目超が値上げされる予定で、「値上げの夏」の様相を呈してきました。値上げの勢いは秋口以降も止まる気配が見られず、10月も単月としては年内最多となる3,000品目超で値上げ計画が明らかとなっております。当町が物価高騰から町民の生活を守るために、緊急にできることを実施しなくてはならないと考えます。

そこで、生活を送る上で、必要不可欠な水道料金の減免等が全国で始まってきております。対象期間等は各実施自治体により異なっているようで、数か月の基本料金を減免、半年分の水道料金を10パーセント減免、数か月の水道料金全額免除等となっております。

また、対象を上水道のみとする自治体、上下水道両方で減免を実施している自治体、家事専用のみを減免、もしくは営業、会社用も減免対象とする自治体など、様々な方法で実施しております。県内では、むつ市が3か月間の水道基本料金減免を実施しているところであります。

水道は、ほぼ全世帯・全町民が利用していることに加え、何よりも利用者の申請手続不要で、速やかに実施できるメリットがあります。前述のとおり、対象を上水道のみとしている自治体もあるようですが、町民の生活を守るためにも速やかに下水道料金を含めた水道料減免を実施くださるようお願い申し上げます。以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）おはようございます。

ただいまの田中 大議員のご質問にお答えをいたします。

「物価高騰対策としての下水道料金を含めた水道料減免の実施について」であります。まず初めに、下水道料金の減免についてお答えいたします。

当町では、下水道の整備を進めておりますが、下水道を整備しない地区も多く存在し、整備予定のない地区については、補助金等を活用し、浄化槽の設置を行っております。また、整備済みの区域においても加入率が約54パーセントとなっており、決して高い状況ではございません。町全体で見ますと、世帯数約4,800世帯に対し、加入している世帯は約1,900世帯程度であり、下水道料金の減免を行うことに対しては不公平感が高いことから、下水道料金の減免については考えておりません。

次に、水道料金の減免についてであります。議員ご指摘のとおり、全国の市町村において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して減免の動きがあることは承知しております。県内でもむつ市をはじめ幾つかの市町村が実施中、もしくは実施を予定しているとのことであります。当町の水道につきましては、加入率は専用水道地域や、井戸水を利用している世帯を除いて約96パーセントとなっております。また、料金収入についてはひと月平均で約2,100万円でございますが、仮に水道料金をひと月全額免除した場合、給水収益の悪化を招くこととなります。また、利用者によっては基本料金となる税込み1,617円で収まる人や、水道の使用料の多い世帯では1万円以上支払っている利用者もいることから、全額減免については利用者間での減免額に大きな差が生じる

ものと考えております。公平感を保つには、他の市町村が行っているように、基本料金のみ減免することが妥当だと思いますが、ひと月当たりの基本料金での減免を行っても、利用者にとってはあまり効果が感じられないのではないかと考えております。

以上の理由に加え、これまでの臨時交付金の使途については、コロナ感染予防対策、生活困窮者対策、子育て支援対策、新しい生活様式に対応したデジタル技術導入など、コロナ感染拡大の影響を大きく受けた分野への対応として、緊急性や事業効果の高い事業を選定してきたところであり、水道料金減免は、事業選定に至らなかったものであります。しかしながら、現在、原材料費や原油高の影響を受け、食料品や水道光熱費など家計への負担がますます深刻になりつつあることも承知しているところであり、今後国からコロナ対策や物価高騰に対する臨時の交付金が交付された場合については、交付額や利用条件にもよりますが、水道料金の減免についても検討していきたいと考えております。以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 2番、田中 大君。

2番（田中 大君） 答弁にありましたが、減免を行っても利用者にとってはあまり効果が感じられないのではないかとこの点につきまして、私が先ほど壇上で申し述べましたが「生活費が高騰したことであなたの家計に影響を与えた項目」の2位に「水道・光熱費」が、そしてさらには水道料金は大半の町民へ幅広く負担軽減につながるということ、今後、臨時交付金が交付された場合、水道料の減免について検討されるとの答弁でありましたが、効果的な減免について今からでも検討していただきますようお願いいたします、質問を終わります。

議長（船橋健人君） 2番、田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、5番、田中茂勝君の登壇を許します。（「議長、5番」の声あり）はい、田中茂勝君。

5番（田中茂勝君） 田中茂勝でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

本年8月3日には、青森県や秋田県、山形県などの日本海側において過去にないような記録的な大雨となり、本県では弘前市や鱒ヶ沢町、東郡では外ヶ浜町の三厩地区などで甚大な被害が発生いたしました。被災された皆様には心からのお見舞いを申し上げます。この日の当町での被害は、全体的に見れば軽微なものであったものと思われませんが、主要地方道である県道夏泊公園線の東滝から稲生間においては、道路の複数箇所で冠水し、大島方面では土砂崩れ箇所や沢から流出した土砂と枯れ木が道路を塞ぎ、一時不通となったことにより、白砂地区・東田沢地区・野内畑地区は陸の孤島状態となり、地域の住民は大きな不安を抱き、過去の大水害や落石により交通が遮断されたことを思い起こした人も多くあったものと思います。

町道では、平川東田沢線の未舗装箇所の道路を雨水が川のように流れたことにより、道路が浸食され、普通自動車では通行できないほどに深い溝ができ、周辺の農地を管理するための通行に支障を来す状態となりました。

農地では、水田から川への排水口付近で冠水箇所があり、稲の生育に影響を及ぼすのではないかと心配されました。

また、農業用水路には、大量の土砂が流入し、水路が浅くなり、水田からの排水に影響を及ぼすことが懸念されております。

これらのことから、今回の質問では、水害による災害を未然に防止し、住民の安全と安心をいかに確保していくのかという観点に立ち質問をいたします。

1点目として、夏泊公園線においては、しばしば冠水することがあります。これの原因と最近の気象状況を考慮したときに、今後備えた対応をどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目として、町道平川東田沢線は令和4年から5か年計画で整備される予定であります。未舗装箇所の整備は、過去にあったような災害時の迂回路の性格もあることから、速やかに整備すべきものと考えますが、今後の対応についてお尋ねいたします。

3点目は、長沢川上流の野内畑集落から上流へ約1キロメートルほど付近でも、浸食が激しく、護岸が歪んでいる箇所があり、崩壊の危険性を感じます。豪雨による河川増水により、護岸崩壊となれば、河川に沿った道路や両岸にある田畑に被害が及ぶ可能性があると思われませんが、今後どのような対応を考えているのかお伺いいたします。

4点目として、今回の雨により、大島駐車場付近の県道の法面で小規模な土砂崩れがありました。この区域は土砂災害警戒区域にも指定されていない場所であったわけではありますが、崩壊したのであります。県や町では警戒区域や工事の対象基準に合致する箇所の急傾斜地崩壊危険区域の工事を行っているわけですが、最近の気象状況では、線状降水帯が発生した地域においては、桁外れの雨量による被害が発生しております。これらのことを考えたとき、急傾斜地崩壊防止工事を実施するための条件となる斜面の角度や崖の高さが工事基準に若干満たない箇所の対応についても検討すべきものと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

以上の点に質問し、壇上からの質問を終えます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、ただいまの田中茂勝議員のご質問にお答えいたします。

「水害防災対策と安全確保について」であります。まず初めに、8月3日の大雨と、8月9日からの大雨により、津軽地方を中心に大きな被害が発生いたしました。当町においても県道夏泊公園線の一部において、沢からの土砂の流出により道路が塞がれ、一次通行止めが発生するなど、幾つかの被害が確認されております。今後は、被害を受けた箇所の復旧作業を急ぐとともに、今後も予想される大雨等には迅速に対応できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

それでは、まず、一つ目の「夏泊公園線で発生しました冠水について、原因と最近の異常気象を考慮したときの今後に備えた対応について」であります。冠水の原因といたしましては、護岸に設置されております水抜きパイプが一部詰まっていたこと、また、急激な大雨により、側溝や集水ますに土砂が堆積し、機能が果たされなくなったことが考えられます。このことから、今後は、側溝や集水ますの機能の維持管理に努めていただくよう強く県に要望するとともに、気象状況を小まめに把握し、関係機関と連絡を密にしながら早めに対応できるよう努めることとしております。

次に、二つ目「町道平川東田沢線の未舗装箇所の整備」についてであります。現在、平成30年から平川側の整備を実施しているところであり、令和5年度に農地に接する部分については完了する予定であります。山越えの区間については、交通量も少なく費用対効果が低いこと、また他地区からも舗装整備箇所の要望が多くあることから、当面の間は実施する予定はございませんが、融雪後や大雨により通行に支障がある未舗装箇所については、碎石等での補修で対応することとしております。

次に、三つ目「長沢川の護岸が歪んでいる場所があるがどのような対応を考えているのか」についてであります。長沢川に限らず町管理の他の河川の護岸についても、老朽化が見受けられます。大雨によりブロックが崩壊した場合には、災害復旧の申請を行い補助事業で対応することとなりますが、補助事業での対応が難しい場合については、現状を確認し、緊急性がある場合は応急対策を実施することとしております。

次に、四つ目「土砂災害警戒区域に指定されていない箇所では小規模な土砂崩れが発生した場合な

ど、工事基準に若干満たない箇所への対応をどのようにする考えか」についてであります。議員ご承知のとおり、土砂災害警戒区域とは、土石流や急傾斜地等の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や財産に危険が生じるおそれがある区域のことであり、県が調査と区域の指定を行っております。指定された区域については、住宅建設の制限や県で行う工事によるハード対策、町による避難体制の確立や周知などのソフト面の整備が行われているところであります。今回ご指摘の未指定の区域等の対応につきましては、土砂崩れがどこで発生するのかを予測するのが難しいことから、事前に対策を行うのは困難であります。発生した場合には速やかに対応できるように関係機関とも連絡を取り合い、体制を整えることが必要だと考えております。

また、町民に対しては、異常気象時には、不要不急の外出を控えることや、斜面に近寄らないことなどを、今まで以上に周知することも必要だと考えております。以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、5番田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君） ご答弁、ありがとうございました。いずれについても災害が発生した場合には速やかに対応していただけるというふうなことでございますので、一安心というふうな部分もございますが、これは私が先ほど質問の中で、非常に町内が陸の孤島状態となったというふうなことを申し上げましたが、過去に昭和41年10月13日から14日のことではございますが、このときには死者3名、流出家屋29戸、半壊64戸、損害額30億円余り、災害救助法発動されたというふうな記録が残ってございます。また、昭和44年8月24日には、台風19号によって平内災害と言われるものがあり、浸水家屋が597戸、被害額2億6,000余円、それから平成17年4月9日には、夏泊公園線白砂東滝間で落石、土石、土砂崩れがあり、1か月以上の通行止めがあったというふうなことがございました。これは私、今これわざわざ申し上げるのは、このことを経験していない方、あるいは見ていない方そういうふうな方がもう最近では、世代代わりといえますか、私のような年代になれば、私はこのとき小学校5年生だったわけですが、それ以後に生まれた方は、なかなか記憶がないだろうというふうなことで、今申し上げたものであります。

こういうふうにして、私の住んでいる家も半壊して、道路が、家の前の道路がえぐられて、非常にこう厳しい状況にあったというふうなことであります。

今回、夏泊公園線で冠水がしばしばあるというふうなこと、ただいま町長説明のとおりであったと思いますが、やっぱり降る水が排水する能力より多くなっているのではないかと、あるいは詰まりもあったわけですが、県道沿いの側溝を見れば、側溝の上に草が生えているわけです。また路肩も道路より高くなってきていると、草が生え、土がたまり、水の流れが悪くなってきていると、そこから辺のことも県のほうにはお伝えしていただいて、改良していただくようお願いを申し上げたいということでございます。

次に、急傾斜地の問題ですが、町長ご答弁のように、これは国の法律で決まっているわけです。また、政令によっても決まっているわけです。その政令がそうだからというふうなことで、これからいいのかどうかというふうなことが私の今回の質問の趣旨であります。やっぱりだんだんこの気象条件が変わってきている状況にあっては、これ昭和40年代に出された政令だと思っておりますが、そのことも国や県のほうに働きかけて、政令の一部見直し等々についても働きかけをしていただきたいというふうな願いであります。以上であります。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 田中議員からいろいろお話ございました。ありがとうございました。

まず、昭和41年の災害でございます。私が高校2年生でございました。それから30年代の洪水、私が小学校3、4年の頃であり、私が道路に張ったロープをつたって歩いたと、そういう記憶がございます。それから平成17年には、そんなに大事に至らないというところでもございましたけれども、しかし、皆さんのそういう気持ちが大事だと、こう思っております。それから、今の急傾斜地でございますけれども、これは私、県庁において砂防課というところに所属しておりました。事務はその砂防課の急傾斜地崩壊対策事業ということで、これが国の事業、崩壊対策事業の別な部分は、これは県の事業ということで、ちょうど今頃、国に対して要望をする時期でございます。ですから、そういうこともございますので、いろいろ機会を捉えて、そういうことを県にお話して伝えていきたいと思っております。以上です。

議 長（船橋健人君） はい、田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君） それでは、町長にはひとつその辺、よろしく願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（船橋健人君） 5番、田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

続いて、10番、田中光弘君の登壇を許します。（「はい」の声あり）はい10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） おはようございます。通告の順に従いまして一般質問を行います。

私の質問は、獣害対策として、初めに「平内町鳥獣被害防止計画」について2点ほどお伺いいたします。

3年前の2019年、令和元年の第2回定例会で田中茂勝議員の質問に「今年度から、これは令和元年度でありますけれども、今年度から運用開始した平内町鳥獣被害防止計画に基づき関係機関、団体と連携し、有害鳥獣による被害削減を推進したい」と述べられました。その後、国では、昨年令和3年6月に、議員立法により、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための人材育成の充実、強化等の特別措置に関する法律の一部改正案が提案され、全会一致により可決、成立し、令和4年、今年1月21日に当町でも新たに第2次計画書を作成しております。計画の見直しでは、対象鳥獣が8種のツキノワグマ、カラス、カルガモ、タヌキ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ノウサギに、新たにアライグマ、ハクビシン、アナグマの3種を加え、11種としたところです。また、11種のうち、被害面積、金額が明らかだったツキノワグマの1種に、新たにニホンジカも数値が明らかになっております。比較では、ツキノワグマの被害面積、金額が増えています。他の鳥獣は、第1次同様に被害はあるが、実態が把握できていないとしています。

また、平内町鳥獣被害対策実施隊の設置では、第1次の計画作成時では、実施隊は猟友会、農政課に所属する職員で組織するとあったのが、第2次では、令和2年4月1日付での設置で、猟友会員3名及び農政課職員11名の計14名と具体化しております。

そこで、質問の一つとして、指定管理鳥獣のニホンジカ、イノシシの被害を発生させないため、積極的な有害鳥獣捕獲を実施するとありますが、具体的な計画をお伺いいたします。

また、対象鳥獣に対応した効果的な捕獲機材の導入とありますが、各機材の導入数を示してください。

二つ目に、捕獲体制ではツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシがわなやライフル銃を除く猟銃の捕獲が困難な場合は、捕獲能力の高いライフル銃を使用するとしています。大きな役割を果たす猟友会の任務は最重要であります。しかしながら、現会員が3人であり、計画の課題でも猟友会会員の高齢化や会員の減少が進み、担い手の育成が必要であるとし、取組方針では狩猟免許等を有する担い手の育成を促進するとしております。今後、ますます増加しつつある獣害に対し、担い手育成のための

方策をお伺いいたします。

次に、熊の人的被害を及ぼさないためにということをお伺いいたします。

趣味で山の中へ行った際に、熊と遭遇したとの話を聞きますが、数年前から狩場沢地区では東北本線を越え、国道間のトウモロコシ、スイカ畑が毎年のように被害に遭っております。今年は新たな場所として公民館向かいの民家裏の畑に出没し、トウモロコシの実を全て食べてしまったとのことあります。けものみちと言われるように、今後も同場所への出没の可能性が大であります。民家近くの出没は管内でも聞かれます。熊との遭遇を避けるために、ハイキングや山菜取りなどで入山したり、農作業などに従事したりする場合は、ラジオや鈴など、音の出るものを常時携帯し、熊に自分の存在を知らせることをこれまでも注意喚起しております。しかし、いざ目の前に遭遇した場合はどうでしょうか、その際は、おじけづき、精神状態は正気でないと思われれます。しかし、自分の身を守るべきをしなければなりません。そこで一番効果があるのは、熊除け撃退スプレーと言われております。しかし、スプレーは他の何回も使えるスプレーと違い、消火器同様に1回のみ、しかも10秒前後と短く、有効使用期間も2か年と短いながら、価格は1万1,000円から1万2,000円と高額です。そこで、命を守る防波堤としてのスプレーでありますので、スプレー費の助成を検討していただきたいと思っております。

最後に、出没状況のマップについてであります。

鳥獣の動きを探るには必要であります。効果的に鳥獣被害対策を計画、実施するためには、鳥獣による被害の状況を、加害鳥獣の生息状況、目撃情報などを把握し、地図上に落として可視化することが有効な手段になります。また、地図に落として可視化することは、町民の合意形成や町民主体の取組、広域での状況把握や対策推進においても効果があります。しかし、目撃被害があっても、報告していないのも多く見受けられます。

そこで、町内会に要請し、全ての目撃・被害箇所の情報収集を図り、管内地図に記し、時期を見計らって町民に知らせていただきたいと思っております。以上、壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）それでは、田中光弘議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「獣害対策について」の一つ目、「平内鳥獣被害防止計画」についての「ニホンジカ、イノシシ捕獲の具体的な計画及び捕獲機材の導入数」についてであります。現在、イノシシの目撃情報は少数であるもののニホンジカの目撃情報が増加傾向にあることから、目撃された土地の所有者の許可を得た上で、くくりわなを設置しております。今後も目撃情報を基に、積極的にわなを仕掛けてまいります。また、ニホンジカ、イノシシ用のくくりわなは28基、熊用のドラム式箱わなは3基、おり型箱わな1基、アナグマ等の中型動物用箱わなは4基導入しております。今後さらに捕獲機材を導入し、有害鳥獣に対応してまいりたいと考えております。

次に「猟友会会員の猟銃免許等を有する担い手の育成促進」についてであります。全国的に猟友会会員の高齢化等により会員が減少しており、担い手もなかなか育たない状況にあります。新規の猟友会員に対して、鳥獣被害防止対策交付金を活用して、高額な猟銃購入費を支援することで、費用負担軽減を行い、猟友会の猟銃免許取得の推進を図っていきたいと考えております。

次に、二つ目「熊の人的被害を及ぼさないためには熊除けスプレーの助成」についてであります。熊の人的被害が発生する場合は、出会い頭の遭遇が多いとされております。熊と遭遇した場合には、「目を離さずゆっくり後退するように」と言われているのは、熊から目を離して背を向けると逃げる

動物を追いかける習性があるとされているからであります。しかし、実際に熊と遭遇した場合「目を離さずゆっくりと後退する」ことさえも難しいと考えられ、さらに熊撃退スプレーを手にする余裕はなく、実効性が薄いものと考えられますので、現状では熊除けスプレーの購入費の助成については考えておりません。

まずは、自身の命を大切に考えて、熊との遭遇を回避するように、カウベル等の鈴などの音の出るものをザックや体につけて、熊に人間の位置を把握させ、熊自体に人間を回避させることが大切と考えております。

次に、三つ目の「出没状況のマップ」の作成についてであります。熊、猿、ニホンジカについては、年度ごとに出没場所等を地図等に記載しているものの、場所が広範囲に点在していることや、出没時期も違うことから、これらを整理して周知してまいりたいと考えております。

今後とも鳥獣被害軽減につきましては、関係機関と協力し情報を共有して、被害防止に努めてまいりたいと思います。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） 捕獲機材について数字を述べられました。私、機材についての機材数が述べられてまして、今後さらに増やしていきたいというふうな答弁であります。この質問をするに当たりまして、この鳥獣被害対策防止計画の実態がどうであるかということをやちょっとネットで調べてみました。それは青森県内市町村鳥獣被害防止計画ということで検索いたしますと、県内で現在40市町村のうち、38市町村が計画を立てております。平内は37番目に計画を立てておりますけれども、残念ながら平内の場合はネットには載っておりませんし、約38市町村のうち半分近くがきちんとネットに載っております。唯一載っているのは平内町については鳥獣被害による被害防止についてという、これが載っておりますが、私は今後のことも考えた場合に、やはりこの計画もきちんとネットに提示していただきたいと。

この町で出している有害鳥獣による被害防止というのは、これ3年前の資料ですね。この中に町では箱わなを設置しておりますと、箱わなの数には限りがあるので、お待ちいただく場合があるというふうに乗っております。これがらいつてどうでしょうか、今の答弁の中での機材の数というのは足りておるのでしょうか。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、農政課長。

農政課長・農業委員会事務局長（飯田千代志君） 田中議員の質問にお答えします。

本年度は箱わな等、足りております。でも、また今年度2基箱わなを用意しております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） 現状を見た場合に、そのくらいで足りるんだということでの機材数でよろしいですよ。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、農政課長。

農政課長・農業委員会事務局長（飯田千代志君） 田中議員の質問にお答えします。

まだ現状ではいろいろな状況があることが考えられるので、これからまた増やしていきたいと考えております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） はい、分かりました。

次に、猟友会をいかに増やしていくかということでもありますけれども、確かに交付金ではそういう

制度とふうになっておりますが、いざ実際どういうふうな形で担い手を増やしていくような、具体的な方策をちょっとお伺いさせていただきます。

議長（船橋健人君） はい、農政課長。

農政課長・農業委員会事務局長（飯田千代志君） 田中議員の質問にお答えします。

猟友会自体にはこれからまた増やしていく希望があるのかと聞きましたところ、増やしていきたいということでした。それで、今年度から鳥獣被害防止総合対策交付金、今年度から始まりましたけども、そのうちの鳥獣被害防止総合支援事業の鳥獣被害対策実施隊体制強化のうち、猟銃支援ということで、新たに猟友会に入った人たちに猟銃が高価なものですから、10万円以内で2分1の補助をやっていくということをこれから募集していきたいと思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 財源的な裏づけは分かりました。猟友会の会の代表者の方々が積極的な姿勢でありますので、よろしいと思えますけども、なかなか大変な任務ちゅうが、仕事を抱えている人もいるし、例えばまだ農家の人も農繁期にぶつかったりするということもあって、ほかの自治体でも非常に手をこまねいているような状態ではありますが、中には、これはどういういいのかなと思うところもあるんですが、ある町では農協職員や担い手農家に対して、猟友会等による研修会を開催し、若手狩猟者の育成を図るというふうな、そういうところもあるんですが、私ね、猟友会もそうですが、この問題というのは結構各町内会、広がっております。私、町内会の役員の方の養成も兼ねたほうがいいと思っているんですよ、と申しますのも、管内の中には自衛隊に入って、若くして退職した人、結構散在しております。彼らは退職、途中で辞めても、いまだに予備隊として加盟しておるんですが、ライフルとか、そういうのには慣れてきているし、そういう自衛隊を辞めた人、それは町内会の役員の皆さんも誰だかということを知っております。そういうことも働きかけていくのも必要ではないかなというふうに思うんですが、その点、いかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、農政課長。

農政課長・農業委員会事務局長（飯田千代志君） 田中光弘議員の質問にお答えします。

自衛隊等を終わった人に声をかけていくというのも案ではありますが、猟友会のほうでもまた増やしたいということでもありますので、猟友会に入る入らないは個人の自由ですんで、こちらから猟友会に入りませんか、平内全体に声をかけて広報等で示して募集して、実施隊に入ってもらいたいと思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 田中光弘君。

10番（田中光弘君） やはり猟友会オンリーだけではなくて、やっぱり町としてもそういう働きかけるようなそういう仕組み、そういうのを考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。

次に、スプレーについてですが、これは農林水産省、環境省もこのスプレーの携帯ちゅうことで推奨しているわけです。きちんとその計画の中にうたっておるわけです。確かにおじけづいてしまって、もうスプレーを出してもなかなかスプレーをかけるという余裕もないがもしれませんが、しかしながら、それはそれなりの研修とか、集まっての練習とか、そういうのを他のところでもやっているわけでありまして、今のような答弁では、これはちょっとどうなのかな、最後の砦であります。そういうふうにスプレーの使い方というこの講習とか、そういうこともしていかなければならないかなと思うんですが、いかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、農政課長。

農政課長・農業委員会事務局長（飯田千代志君） 田中議員の質問にお答えします。

町長が答弁したとおり、実際、私は熊と遭遇した場合は動けないと思います。それで目をそらし、背中を向ければ襲ってくると、そういう習性があるということで、スプレーの導入は考えておりません。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） そうでしょう、遭えば、私もおじけづいてしまって、どうなるか分かりません。しかしね、先ほども言ったように、水産省、環境省も推薦していると、いろいろほかの自治体の計画とかそういうのを眺めてみますと、やっぱり助成金を出している町もあるわけですよ。全額とは言わず、半額とか、半額。これも最後の砦は撃退熊除けスプレーというのはもうはっきりうたっているわけです。おじけづいてしまって何もできねというふうじゃなくて、そうさないためにも、ひとつ何とかこう打開していくような、そういう姿勢を持たせるという、姿勢になるような取組、こういうのも必要だと思うんですよ。今のままでは駄目だと思うんですが、町長、何かありますか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 今のお話です。町民の安全を守るという観点からいけば、熊除けスプレー、これを整備することも有効なことかなとこう思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 分かりました。確かに壇上でも述べたように、非常に高額でありますし、全額とは言わずに、半額でも助成する、そういう気持ちはあるのかどうかひとつ。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 議員が今高額と言いましたけども、町民の安全を守るということであれば、高額であろうが何であろうがそれは必要なことであるので、そういう方向で考えていきたいと、こう思っております。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） これは山菜取りとか、そういうので、キノコとか、そういうので山へ行っての遭遇もそうでしょうが、いざ里、民家、そこで遭った際のことは私は述べておるわけ、能動的に自分が進んで山に山菜に行ったのとは違って、民家、家のそばにいてそういうふうに偶然に熊と遭遇した、自分としては受動的な立場ですよ、能動的なことじゃなくて、受動的にこう熊と遭遇したときの対応として、スプレーが必要だと、しかし、スプレーつつうのは容量は1回で終わってしまうと、消火器みたいに。価格は高いと、そういうことで今回の質問をしているわけで、さっきの町長の答弁、ちょっと聞きにくかったので、もう少し、もう1回。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 町民の安全を守るという意味からでも、そういうスプレーが高いとか、そういう問題じゃなくて、これはやっぱり備えておかなければいけないと、こう思っております。（「終わります」の声あり）

議長（船橋健人君） 以上で、田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

ここでトイレ休憩をいたします。暫時休憩いたします。再開は11時10分から再開します。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時09分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、6番、太田満則君の登壇を許します。（「議長」声あり）はい6番、太田満則君。

6番（太田満則君）6番、太田満則です。通告に基づき質問いたします。

質問に入る前に、少し所感を述べさせていただきます。

先ほども同僚議員が申し述べたように、昨年は下北地域で大雨により橋が決壊する、そして地域住民に大きな被害をもたらしました。今年も気象異常により、全国各地で大きな被害が発生しております。特に、8月には青森県内でも線状降水帯が停滞したことにより、津軽地方、特に深浦町、鱒ヶ沢町、弘前市、そして同じ東津軽郡内の今別町、外ヶ浜町が大きな被害を受けました。テレビには岩木川沿いのリンゴ園が水に浸かり、大きな被害を受けた、そういう映像が映し出されております。被害に遭われた地域の方々にとってはお盆前の時期だったのですが、心静かに先祖を迎え入れるところではなく、濁流にのまれた家の周りや泥片づけに、あるいは水に浸かった家具、家財の後片づけに大きな労力を費やしたようでございます。一日も早く安心した平穏な日常が戻り、暮らせることを願っております。

町内でも先ほど話したみたいに、東田沢地区と白砂地区の間で土砂の流出があり、一時交通止めがあったものの、大きな被害にはなりませんでしたが。町民の中には「大きな被害がなくて、平内はいいところだ」と言う人がいますが、死者も発生し、大きな災害被害から50年が過ぎた今、記憶にある人が少なくなったことによるそういうことだと思えます。最近の異常気象のいつどこで発生しないとも限りません。常に心の片隅に備えておかなければなりません。

また、コロナウイルス感染症は、第7波の真ただ中でございます。祭り、夏休み、お盆といわゆる制限のない移動を可能にした結果だと思えます。データの入力に時間と手数がかかるということでこれまでの全数把握を見直すこととなります。一方、これまで蓄積したデータとの整合性をどう確保するのかという話もあります。周りでは、感染後、味覚が鈍くなったとか、まだ体がだるいとか、コロナウイルス感染症感染後の後遺症を言う人がいます。これから寒さに向かう季節、例年のインフルエンザとコロナウイルス感染症の予防接種の併用が予想されます。また、検査せずに医師が感染したと判断するみなし陽性や、ウェブ検査、収束がいつになるのやら見通しがつきません。一刻も早く薬が開発されることを望みます。

春先から懸念されていたホタテガイラーバの付着状況は予想されたとおり、陸奥湾内西部はあまり芳しくないようでございます。ホタテ産業は、町にとっても地域を元気にするとともに大きな産業であります。この後の生育状況に期待をかけたと思います。

それにしてもソ連のウクライナ侵攻以来の資源高、40年ぶりと言われる円安による物価高が続いております。油、肥料、飼料等の高騰があらゆる食種の値上げに影響しています。このため、値上げは2万件を超えると、そういう品目が予想されております。

また、7月に参議院議員選挙応援演説のさなかに、安倍元総理大臣が殺害されるという事件が発生いたしました。ご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、第1点目の「障害者の雇用率の達成について」であります。

私はこれまで平成30年の12月議会、31年3月議会、そして今年の12月議会と3回にわたり障害者の雇用率の向上と達成を求めてきました。その都度、達成に向けて努力する旨の答弁がありました。しかし、実態は、国が定めている公的機関の法定雇用率は2.6パーセント、ただし、県の教育委員会は2.5パーセントとなっておりますが、まだ達成されておられません。当然、町は法律で定められた2.6パーセントを達成しなければなりません。民間企業であれば、未達成の場合は未達成

者1人につき違約金5万円ですか、の納付が求められます。前回、質問した際にも、早く基準を満たすべきと話したところでございます。その際には、会計年度任用職員、正職員募集し、国の示す法定雇用率に達成できるように努力すると答弁しました。現状はどうなっておりますか、お知らせください。

次に、第2点目の「町長車の使用及び交際費の支出方について」であります。

町長車の使用についても、交際費については、恣意的な運用がなされないよう平成28年6月議会、9月議会、29年9月議会、そして令和3年の9月議会で4回にわたり質問してきたところでございます。

交際費の支出については、平成28年12月28日、平内町長交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱、告示第70号で公布されたところでございます。が、その後、不都合があったのか、最近確認したところによれば、この間4回変更されております。今載っているのは、令和3年10月12日告示第76号で公布されたものでございます。

最近交際費の支出について、亡くなった人は個人情報の対象者ではないということを確認していますので、あえて実名で質問いたします。その中の一人に、—————についてであります。確認したいと思います。—————は、今年の3月4日に通夜、5日に葬儀が執行されました。通夜の会場に町からの生花がありました。—————は私の先輩、そして私が病院在籍時の上司でもありました。交際費の支出基準によれば、職員であった者は、退職してから3年以内と記されております。私の先輩ですので、退職してから10年以上は経っております。先輩、同僚からも「なぜ」と、そういう声を聞きます。理由を述べてください。

私が聞くとところによれば、「—————の場合は、町内会の会計を少しの期間、2年間やっただけ」と、そういう声を地域の人から聞きました。要綱でいうどこに該当するのでしょうか。

ちなみに—————に関わる交際費は交際費の支出状況で確認したところ、香典、盛花代、法要分と合わせて3万2,000円支出されておりました。要綱のどこの項目に該当するのでしょうか。あるいは、どんな実績があつてこういう具合なことになったのか、お知らせください。

あるいは、誰からでも通知、案内があれば出席するのか。あるいは、出席に併せ町からの供物を出すかということでもあります。

一方、平成21年度及び平成22年度に合わせて町に260万円ふるさと納税で寄附された方の件でございます。その方は、十和田市の—————で、東奥日報の死亡広告欄に掲載されていたので、私も見ました。昨年6月に亡くなったということでございます。私は当然、町に多額の寄附をされた方ですので、町から香典を差し上げるものだ、そう思っていました。それからずっと交際費の支出状況を見てきましたが、記されておられません。この件に関しては、分からなかった、あるいは支出しない、どっちなのでしょう。

もう一つの町長車の使用については、公用の場合が原則であります。公用車とは、地方公共団体や官公庁が業務で使う自動車を指すとされております。知事や市町村長等、重要な仕事を任せられている人がより効率的に使用されるためと、こういう具合に記されております。公用車は税金で買われ、税金で燃料を補給している。当然私用での使用は厳に慎まなければなりません。その利用に当然注意が必要とされます。私は、これまで公用車の運用についても何度も質問してまいりました。他団体では、公用車の運転規程等を厳格に定めているところもあります。その中には、公用車の運用時間は、特別の場合を除き職員の勤務時間内に限ると、こう規定しているところもあります。そのほか、時間外でも午後8時までの時間内と定めているところもあります。町が定めている公用車管理規程第6条

によれば、公用以外に使用してはならない。ただし、特別な事由による場合はこの限りでない。このようになっております。

私がこの件に最初に質問したときには、午前零時近くの事案もありました。町長は覚えているでしょうか。私は、今でも県の秘書課によく顔を出します。在籍当時からですので、もう30年ぐらいになりますでしょうか。今年も行ってきました。この間に、秘書課長になった同級生もいましたし、現在首長をしている人もいます。その県の知人たちが言うには、知事は公用で他町村に出かけても、その後、公用でないことに出席するときには、公用車の後に自分用の車をつけている。そして、乗り換えすると聞きました。私も、実際、乗り換えするところを見ることがあります。私は、公用と私用、やっぱりそういう具合に区別すべきが本当だと、こう思いますがどうでしょうか。以上、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、太田満則議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の「障害者の雇用率の達成について」でございますが、令和4年6月1日時点の障害者数につきましては、正職員、会計年度任用職員合わせて4名で、実雇用率は1.31パーセントとなり、国の示す法定雇用率2.6パーセントを下回り、不足となる職員数は3名となります。障害者の法定雇用率が、国が示す法定雇用率を下回っていることから、正職員につきましては、本年度も障害者枠での職員募集を行いました。本年度の採用試験申込みの期日までに応募がございませんでした。

また、各課で募集、採用いたします会計年度任用職員につきましても、障害者の雇用が可能な業務かについても検討し、可能な範囲で障害者を雇用するよう要請しておりますが、応募者がなくて苦慮しているところでございます。本年度は、1名の方が新たに採用されておりますが、その方の勤務時間が週20時間未満であるため、国が示す基準により障害者数にカウントできないことから、来年度以降、週20時間以上での勤務が可能となるよう、現在いろいろな仕事を覚えていただいております。今後とも会計年度任用職員での障害者雇用と、正職員の障害者枠での募集も行き、国の示す法定雇用率に達成できるよう、努力してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「町長車の使用及び交際費の支出方について」であります。まず「町長車の使用」につきましては、町で定めております「平内町車両等管理規程」に基づき、適正な運用に努めております。

次に、「交際費の支出方」につきましても、平成28年12月より運用を開始いたしました「平内町長交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱」に基づき、適正な支出をした上で、ホームページ上での公表を行っているもので、町民の皆様から疑惑や疑念を持たれるような町長車の使用及び交際費の支出は行っていないものであります。今後も町長車を含めた公用車の使用、また交際費の使用につきましても適正に運用してまいります。以上です。

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。（「はい」の声あり）

6番（太田満則君） 今障害者雇用、満たしていないと、今年も募集したけども来ないと、こういうような話もありましたし、また、国が示す20時間、週20時間ですか、あるいは短期雇用、やっぱりそういうのを組み合わせていかなければ、この障害者の雇用つつうのは増えないと、こう聞きました。前には、町長、ここで障害者、身体障害者という、そういう言葉は使いたくないと、こう話したところですが、今はどうなんでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君）今でも考え方は変わっておりません。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6 番（太田満則君）実は、私、先週、この労働基準局、青森の労働基準局ですね、行ってきました。今町長が話した「身体障害者っちゅう言葉はあまりうちのほうの首長は使いたがらない」と、こういう話をしたところ、管理官は「それはおかしいと、その人の認識を改めてもらわなければならない」と、このように言いました。前に、ここで私がそういうような話をしたところ、私は聞いていないという話をしたんで、改めて言います。私、先週行って確認してきました。やはり身体障害者という言葉を使いたくない、町長自身はそう思っているんでしょうが、これは、公用語です。私が使いたい使いたくないというしゃべり方すると自体が首長としておかしいんじゃないかと、私は、こう思います。どうでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）使いたくない、使いたくない、使いたくない、使いたいと、首長としておかしいという話ですが、私は全然おかしいと思っております。それが私の認識でございます。以上です。

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6 番（太田満則君）はい、分かりました。そういうことなので、障害者という人たちの仕事そのものもやはり難しいんでないかなと、国の担当者に聞いてきましたところ、実はそれこそ公共自治体、市町村ですね、市町村でこの1.6を達していないと、そういう満たしていないという自治体も実は結構あります。けども、皆さん、どこの地域の人たちも例えば障害者で8時間雇用というのが難しいと1人の人です、8時間雇用が難しいのであれば、それを2人なり3人なりに小分けをすると、そういうやり方もありますよと、それは国の担当者がそういう言い方していたんで、そのままお知らせいたします。

ですので、8時間びしっと座っていると、これはなかなか難しいという人も障害者の中にはいるでしょう、がしかし、今話したみたいに、4時間だったらいいとか、あるいは5時間だったらいいとか、やっぱり数の中にそういう人もいるかと思うんです。ですので、障害者雇用を進めるためにはそういうのも一つの考え方だと私はそう思います。どうでしょう。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）それはいろいろな考え方はございますでしょう。確かにそれぞれの時間数を足して1人分のものにすると、そういうことも我々もこれから何とか努力してやっていきたいと、こう思っております。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6 番（太田満則君）ですので、障害者雇用を進めるためには、考え方を柔軟にしなければ駄目だとう思いますので、町長はじめ理事者の方々、あるいは担当する部署の方々、やはりそこら辺は意識しなければ駄目だと、こう思います。

次にですね、今の公用車、あるいは交際費、先ほど壇上で————の件を言いました。————には遅きに失したという感がありますけども、どうなんでしょう、町からのお見舞いとは言わないけども、香典ですよね、そういうのを考えてますでしょうか。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員のご質問にお答えいたします。

—————の件につきましてはですね、高額寄附者だということを認識しておりませんでしたので、確認をした上でですね、町長、あと副町長とも相談してですね、該当するようであればですね、お見舞いという形で支出のほうは考えていきたいと思えます。以上です。

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6番（太田満則君）是非検討してほしいなど、先ほど話をしたみたいに、多分個人では町に寄附した中で260万円てば相当多いほうの部類だと、と私は思います。そして、先ほど話した—————の件です。—————、先ほど話したみたいに、辞めてから大分こうたっている、それからどういう事績で町から花をあげたのかつつうことを確認したいと思えます。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員のご質問にお答えいたします。

—————の件につきましてはですね、—————からですね町に対しまして法要の案内がありました。前例を踏襲いたしますと、町に対して法要の案内があった方につきましてはですね、盛花とか、香典とかでお出ししているような状況です。太田議員がおっしゃるとおり、公表の要綱に、どれに該当するかということになりますとですね、第2条のですね第4項のですね、町長が特に認める者という考え方に基づいて支給したものです。以上です。

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6番（太田満則君）町に案内があったがらと、そうせばこれからも町に案内があれば、皆さんに出すんですかということを確認したいんですよ。ね、町に、今話したみたいに、案内があったから、で、町で花を出して、香典を持っていった。んでも、それもおかしいんでないかなと思うんですよ、交際費と、先ほど喋ったみたいに、特につてこういう町長が特にと、ですので、町長が特にとということですので、何が特になんでしょうか。ね、そこをちょっと話してみてください。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員のご質問にお答えいたします。

特に必要があるかということ为例えば議論とすれば、なかなかこれは難しいのかなと思っております。あくまでも町に対して貢献度があつた方でない限り、町に対して法要の案内をするということは、特別なことだと思っております。それだけ町とのやっぴりつながりがあつた方ですね、町に対して法要の案内を持ってくるという認識の下にですね、そこを鑑みてですね、私たちは町長、副町長とも相談しながらですね、支出が適切かどうかというのを確認しながらですね、交際費については支出をしております。以上です。

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6番（太田満則君）今、話したみたいに、町に案内があつたと、先ほど私言いましたよね、町に案内があつた人にみんなそういう具合にして出すんですかと、ね、やはり私は皆さんが周りの人が見て納得するような功績、事績、そういうのがなければおかしいんじゃないかと、こう思うんですよ。町に案内があつて、町にいた人だからつつうことだけではない、そうだんであれば、—————よりももっと、ね、私が考えるにはですよ、私が考えるには功績があつたんじゃないかなと思う人もいるわけですよ、で、なぜ—————がと、こういう話で案内があつたからと、やっぴりそれはちょっと弱いでないかと、理由としては弱いでないかと、こう思えます。町長、どうなんです。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）今お答えしたように、町に対しての一定の功績があったということで、また、町とのつながりもあったということで、そのことで我々が法要で呼ばれたと、それに対して応えるということで、やっております。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6 番（太田満則君）出してしまったものは引っ込めると、これは難しいかと思えます。その意味で、町に今功績があったと、ほかの人が納得する功績でなければ駄目だと、少なくとも公金を使うわけですから、ですので、これからもないわけでないんで、ちゃんと心に留め置いていただきたいなど、こう思います。

それから、先ほどの公用車の件です。私、この公用車についても何回も質問しました。一番先に質問した際には、さっきも話したみたいに、午前零時近くに車が帰ってきたと記入されている例もありました。ですので、使い方がおかしいんじゃないかということでした。その際には、町長「よくこんなに調べたな」と、こういうお褒めの言葉をいただきました。ただ、その後も本当に変わってない。というのは、町長、今、日程を公表していますよね、ホームページで町長等の日程、その日程に記載されていないものが多々あると。それから、その多々ある中で、実は運転手の方は運転日誌つつうのを書いています。これは要綱で定められた日誌ですが、誰でも見て分かるとおりに、日誌は違うんです、定められた要綱の書き方ではないのに書いています。それはそれだとしても、今話したみたいに、やっぱり定めているのであれば、運転日誌、要綱で定めてますので、その定めた中でそれにそういうのに記入する、これが当たり前だと思うんです。

それから、先ほど話したみたいに、私用で行ってる用事がいっぱいあるんでないかと、町長は「ない」と、このように言いました。本当にそうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）あのまず、その私用で行っている用事がいっぱいあるというお話でございますが、まず、私用で行っているのはほとんどないです。今の段階ではほとんど町村会とか、そういう業務で行っております。それから、なんでしたっけ、日誌についてちゃんと要綱上の日誌の使い方をしてほしいということで、それについての今後指導してそういうふうにしていきたいと思っております。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6 番（太田満則君）実は、町長、公用車で火葬場にもよく顔を出します。ね、私もうちの親戚の人が亡くなった、あるいは近しくしてら人が亡くなったって喋れば、火葬場にも私よく顔を出します。その際にも、よく町長、車で来てました。それをこの運転日誌と見比べても全然記入されてません。全然ですよ。が町長喋ったみたいに「その要綱に基づいて運転してで私用ではない」と、こう言います。火葬場に行くのは、公用なんですか、それをちょっと今確認をします。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）私はあなたに前にもお話を申し上げましたとおりに、町民の皆様が亡くなるということは、私の考えは公用だということで考えております。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6 番（太田満則君）そうすればですね、公用車の運用つつうのは、そういう書き方していませんよね、公用に限り、今町長喋るみたいにそういうのが全部公用だというのであれば、私、前にも質問して、通夜にも、公用車が来ると、おかしいんじゃないかと、話をしたら、それこそ交際費に載るよう

な人、支出に載るような人は公用車で来てます。それ以外はタクシーで来て、タクシーに乗っている。あれも公用なんですか、タクシーも役場につけてるんですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 太田議員にお話を申し上げます。

タクシーで行っている公用とか、そういう話はしないでください。タクシーは自費で行ってます。その偉い人であれば公用車で行くのかという話でございますが、それは偉いとか偉くないとかそういうことでなくて、たまたまそういうふうにして都合がつかなかったときには公用車を使わせてもらっているということでございます。

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。

6 番（太田満則君） 今都合がつかなかったと、そうすればですね、町長の日程見て、都合がつかなかったというような場合はほとんどないですよ。ね、じゃあ私の従兄弟が火葬したときも町長来ました。ああ、来たんだと、こう見ました。火葬に少し顔を出して、香典手渡しして、帰りました。別段その後、通夜にも来たわけでもありません。そういう例が結構あるということで、町民からも結構言われているんですよ「町長、火葬場に来て香典渡しているよ」と、たまたま私、分からなかったんですが、うちの近くの人が「いや、町長火葬場に来て、香典を置いていったんで、家分がなんないんで家どこだべと、香典返し持っていがねば駄目だ」と、こう来た人がありました。ですので、私は、町長は何も別段勤務時間って指定されているわけでも何でもないし、そういう行動は何も規定されていませんので、何ぼでも出てもいいんです。ただ、私言ってるのは、公用車を使うつうのがおかしいんでないかと、こういう話なんです。ね。

そうすれば、前の話って喋れば前の話なんでしょうが、記憶に新しいと思いますけども、今月の2日、海扇閣で江渡先生の平内後援会の親睦会つうのがありましたよね、町長も多分行ったかと思うんですが、どうでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 9月2日に、確かに江渡先生の平内町後援会の親睦会がございまして、私も出席しております。これについては、私は江渡先生については、いろんなお世話になっている。いろんな情報を集めなければいけないということもございまして、そういうことで公用車を使った記憶はございます。

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。

6 番（太田満則君） 今喋ったみたいに、いろいろ情報をもらっているからと、同じように去年の話になるんですけども、去年の3月3日、江渡聡徳君を囲む会となるものがホテル青森で開催されました。7月25日も励ます会、江渡さんの励ます会、これがありました。そして8月の8日には津島淳先生の政権フォーラムなるものもありました。これも町長は行ってます。ね、私、車ホテルの玄関前で見たんで、行ってますよね、確認します。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それらについてはあなたが見たということであればそうなんでしょう。それについてもいろんな情報を得るために公用のものとして公用車を使っています。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。

6 番（太田満則君） それでですね、代議士先生どの集まり、意外と政治資金規正法でいうそういう支出に該当しますよね。お金を持っていったか持っていないかは定かではありません。今喋ったものについては、政治資金規正法での会費集めますみたいなことを書いてきていますので、それに行った

ということは当然自費でしょうけども、お金は払っていると、そういう認識でいいんでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）そういう場合は、お金を払うということではなくて、我々は招待ということで行っております。以上です。

議長（船橋健人君）挙手の上で。太田満則君。（「はい、すいません」の声あり）

6番（太田満則君）会費はそれこそ免除だと、ご招待ということでございます。私にも来てるのもそうやって来てるんですよ。けども、実はここに招待の原本があります。ここに「これは政治資金規正法第8条の2に基づく政治パーティーです」と、このように書いているんです。ね、要するに政治パーティーだと、お金払った払わないは別としても、そういう場にも先ほど話したみたいに町長は公用車で走っていると、これについてはどうですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）それについても同様の考えでございます。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6番（太田満則君）今ここに監査委員もいます。ね、監査委員、今話したみたいに、私、一番先に話したみたいに、町長車は町の金で町長車を用意して、動かすにもガソリン代、燃料代も町で出していると。そして運転手も町で出していると。これは時間外にわたれば、当然時間外手当も払っている、その支払いそのものは今話した政治パーティーさ行っている、そういうことについての支払い、支出は適当だと思いますか。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員のご質問にお答えいたします。

町長がですね、国会議員のパーティーとかに行っただけの場合ですね、これが例えばですね、違法になるかどうかというのは判例がもう既に出ておまして、裁判所の事例、または住民監査の事例の中でもありますね、それは公益に関するということになっておまして、支出に関しても違法にはなっていないということで判断は出ております。以上です。

議長（船橋健人君）太田満則君。

6番（太田満則君）だから、私、最初に言ったんです。ね、公用車を使う場合は、時間を決めているところもあると、ね、普通の勤務時間だよと、が今話したみたいに、時間外に行っているというケースが多分多々あると思うんです。ね、時間内であれば、職員の残業手当つうのはつきません。が、しかし、時間外であれば職員の時間外手当もつくし、それから先ほど喋ったみたいに、お金は見えてませんが、ガソリン、運送代もかかると、こういうことなんですよ。だから何もかかってないつうことではないんで、私は、行くのであれば堂々とこの町長の行事予定に書くべきだと、ね、今喋ったのは何も町長の行事予定の中には全然書いてないんですよ。運転日誌にも書いてません。こそこそと行ってないっていう認識だんであれば、ちゃんと書くべきだと、こう思います、どうぞ。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員のご質問にお答えいたします。

江渡先生のパーティーとかですね、国政報告会とか、津島先生のあの報告会につきましてはですね、

きちんと運転日誌のほうにもきちんと記載しております。また、時間外のことをおっしゃいましたけども、公務であれば、時間外であってもですね、それは支給は可能でありますので、きちんと私の命令を得た上です、町長の運転手についてはですね、命令をやって、時間外の勤務をしております。以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 私の行事が行事予定に書かれていないということ、書かれていなければ、行っちゃ駄目ということじゃなくて、私の場合だと、いろんな用事がございますので、そういう意味で書いていない場合もあります。以上です。

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。

6番（太田満則君） 今話したみたいに、実はこれ、担当課からもらっている町長車の運転日誌です、んで。総務課長、みんなそれさ書いてらと、何も書いてないです。書いてらのはただ1か所、今年公明党の報告会がありました。それは私も確認したところただ1か所書がさってます。それ以外は今話したのは何も書がさってないんですよ、この場での適当な話をするつつうんだば、それは困る。どうぞ。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

江渡先生の事務所開きとかですね例えば、事務所開きに行ったとかですね、衆議院の立会いに行ったとかというのはきちんと記載はしております。これは日にちのほうを確認していただきたいと思えますけども、9月の12日、江渡先生事務所開きに出席しております。これもきちんと記載はしております。9月19日、こちら江渡先生の事務所開きでありますけども、こちらのほうは記載しております。また、10月の19日ですか、江渡先生の衆議院の選挙の初日でありますけども、それも記載しているはずですよ。それから10月の31日、江渡先生のこれは当選祝いになると思えますけども、これも一応記載はしているはずだと認識しております。一応太田議員にお渡ししている日誌のほうを確認はしていただければと思えますけども、私のほうはですねまずその日誌をきちんと私の方の紙で起こしてですね、町長の日程のほうは確認しておりますので、間違いないことだと確認しております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。

6番（太田満則君） 今その10月の31日づうのは確認しました。これは6時10分に行って、9時10分に帰ってきたと、こういう具合に日誌には書いてございます。私、さっき喋った中では、この件は何も話していないんで、あなた方が探してきたということなんでしょうけども、今話したみたいに、私がゆったのは何もないんですよ。何もない、ですので、私は公文書つつうのはいくとも悪くても、後から証拠になるもの、何があったときの証拠になるものだと、このように思っています。ですので、正確に記載する。これが原則だと。ね。

それから、ほかの人がらの聞いた話だんで、本当か嘘か分かりませんが「町長たまに休みの日、青森さラーメン食いに来ているよ」こう言う人もいました。私、見たわけでないんで、それは定かではないけども、そういう話をする人もいますし「青森でデパートで買い物をしてらのをよぐ車さ積んでらよ」と、こういう人もいます。ですので、やっぱりこういう疑念を持たれないような行動をしなければ、駄目だんでないかなと、こう思います。町長どんですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 町長がラーメンを食おうが何を食おうがそれは自由でございます。私が個人で

一人でラーメンを食べていることはまずないです。それからデパートに買物に行きます。私もいろんな知り合いがおります。贈り物をしたり、何かしたり、そういう意味で買い物をしています。それから、甘精堂というお菓子屋がございます。ここにはよく行きます。1週間に3回ぐらい行きます。これは町村会の事務局にお菓子を持っていつている。そのためによく行くと、こういうことでございませぬ。ラーメンだけ食いにいくということは私はありませんので。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。

6番（太田満則君） 今私が話したのは、休みの日に行つたつと、こういう話なんです。ですんで、ね、仕事の行き帰り、ちょっと顔つこを出したつと、これは誰でもある話ですつと、行つたついでに飯食うかつと、それはある話で、誰も何も言いません。誰も何も言わないと思つたんです。それがたまたま「休みの日に町長車であつたよ」と、こう聞いながら言つてるんです。本当になつたんですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 休みの日に町長車で行くということはありません。何かの間違いだと思つたつと、それを聞いた人から確認してください。もしその人がそういうことであれば、私のところに連れてきてください。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。

6番（太田満則君） はい、分かりました。いいことを聞きました。という具合に町長はどこに行つても見られてるんですよ、ね。町の中を歩いて、あるいはそれごそ町外に行つても、ですつと、そういう具合な疑念を持たれるような使い方、車の使い方しないでほしいつと、しないでほしいんでなく、するべきでないと。また、公用車の公用というのが原則だわけですつと、するべきでないと、こう思つたつと。

そこですつと、あつともう一つ、実はこの前夏まつりがありましたよ、8月の20日、平内の夏まつり、私も行つたつと、町長も行つたつと、副町長も行つたつと。公用車で行つてると、当たり前と言へば当たり前なつと、ただ、終わるまで公用車はただただ車がいるだけ、んで町民の方が言つたつと、「あれも待つてでも1時間何ぼ何ぼの残業だべつと、ああいうんであれば、タクシーで行つて、タクシーで戻つてくれればいいんじゃないの」と、こういう声もありました。ね、ですつと、先ほど私喋つたみたい、町長は見られてると、見られてるんで、ね、そういう具合な範を示さなければ駄目だつと、このように思つたつと。どうですか、今のまつりの時間中、ずっと公用車はただ待機してると、こういうことでしたつと、確認いたします。

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） 先に太田議員のご質問にお答えいたします。

土日の職員の時間外につきましてはですつと、現在もなかなか財政状況が厳しいということで、職員組合とですつと合意の下にですつと、一応、振替対応となつております。時間外は支給はしておりませぬ。以上です。

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。（「はい」の声あり）

6番（太田満則君） 振替対応でも実質的に時間外と同じでしょう。お金は直接払つてないけども、それごそ休みを別の日に取つてくださつと、こういうことですので、やっぱり私は振替対応だからいいという話ではないつと、このように思つたつと。

それらからですつと、先ほど私話つたみたい、公用車で運転してで事故に遭つた、当然事故のあつた際には公務災害ということになるかと思つたつと、先ほど話つたみたい、本当に実は載つてない

んですよ、ね、載っていないんです、で乗ってなくてたまたま事故起きなかったつうがら、事故起きなかったんですけども、事故起きたら誰が責任取るんですということをお私、言いたいんです。はい。

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） 太田議員のご質問にお答えいたします。

載っていない日にちというのはいつでしょうか、一応ご明確にお答えください。以上です。（「はい、わかりました、私が言いますんで」の声あり）

議長（船橋健人君） 挙手して。太田満則君。（「はい」の声あり）

6 番（太田満則君） まずですね、先ほど話したみたいに、3年の2月の3日、これ火葬場に来てました。それから5月の20日、これも車に来てました。8月の30日、これも来てました。それから4年の1月の19日、今年ですね。これが通夜の場合です。通夜の場合。それから先ほど私、話したみたいに、実は今年選挙があったんで、斉藤候補の青森での事務所開きがありました。ここの中にいる議員も一人、二人行ってました。そこにも町長来ました。それも書いてません。ね、ですんで、書いてらつうのは、確かに書いてら部分はあるんでしょう。先ほど私話したみたいに、知事は、自分の公用であれば公用車で走ってくるけども、公用の後、その後自分の私用がある、それで動くつうなれば、当然自分の車で動いてるんです。それは私、秘書課に行って確認もしてきました。ですので、町長はどうだが分かんないけども、やはり自分の用で動くどぎは、公用車でない車で移動すべきだと、こう思います。それについてはどうですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） ただいまの太田議員の質問にお答えします。

全く太田議員と同感でございます。

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） 先ほどの太田議員のご質問にお答えいたします。

まずですね、3年の2月3日の資料はちょっとありませんけども、3年の5月20日、8月の30日ですか、あとそれから4年の1月の19日、8月30日につきましては、ちょっと資料がありませんけども、5月の20日はですね、職員のですね祖母が亡くなったということで公用車のほうは使用しております。こちらのほうは時間外の命令を出してきちんと公用車の運用をしております。また、それから4年の1月19日でありますけど、こちら職員のおばあさんが亡くなったということで、通夜のほうに、これも時間外で出しております。あとそれからですね、8月30日と2月の3日につきましては、通夜であったということであればですね、公用車を使う場合はきちんと時間外の命令を取ってですね、運転手の方は出しておりますので、もし例えば公務災害に遭った場合はきちんと命令を出しておりますので、そちらについても問題はないと思っております。以上です。

議長（船橋健人君） 太田議員に申し上げます。持ち時間あと2分です。（「はい」の声あり）はい、太田満則君。

6 番（太田満則君） 私はねあの、今総務課長言ったけども、私も調べてきたんですよ。それはあなた方がくれた資料に基づいて調べてきたんです。せば、私に違う資料を渡したということになるかとも思いますんで、ちょっと待ってください。ですんで、私はやはり、このいろんな資料つうのは後からの証拠、後からの検証のためにも必要なものだということだと思いますので、是非ちゃんと書いて、皆さんに求められたらちゃんと見せる、開示すると、こういう姿勢でなければ駄目だと、こう思います。はい。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの太田議員のご質問にお答えいたします。

太田議員がですね、ご指摘のあった点につきましてはですね、きちんと検討いたしましてですね、運転手の方にはですね公務であればですね、きちんとどこに行った、どこに出席したということを書く、例えばですねホテル青森でやった場合とかなかなか何の会議か分かんないときもありますので、そこは町長に確認した上でですね、どの会議に出席したとかという形でですね、きちんと運転日誌のほうは記載させていきたいと考えております。以上です。（「議長あと10秒いいですか、議長あと10秒いいですか」の声あり）

議長（船橋健人君） あと30秒です。太田満則君。（「30秒ありますか」の声あり）

6番（太田満則君） 私、先ほど喋ったみたいですね、町長の行事予定、三役の行事予定、本当にこれには書がさってないんです。先ほど喋ったいろんな行事つうのは町長の日程等もいろいろ詰まっていると思うから、大分前に来てははずなんです。ですんできちんと記載するようにお願いします。

議長（船橋健人君） 時間となりましたので、6番、太田満則君の一般質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため休憩をいたします。会議の再開は午後1時30分より開会いたします。

（午後0時10分 休憩）

（午前1時30分 再開）

議長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて3番、小笠原智鶴子君の登壇を許します。（「はい3番」の声あり）小笠原智鶴子君。

3番（小笠原智鶴子君） 3番、小笠原智鶴子です。通告に従い質問いたします。

まず、1点目は、「移住・定住促進補助金事業について」です。

町は人口減少を抑制し、地域の活性化を図るために、この事業を行っていると思っておりますが、現在の各補助金の利用実績と、他町村からの移住人数をお知らせください。

他町村も同様に人口減少が続いていて、試行錯誤しているようですが、事業継続と今後の施策についてもお知らせください。

2点目は、「中学校統廃合後の校舎等の取扱いについて」です。

令和5年度から現在の3中学校が平内中学校となりますが、廃校となる校舎をどのようにする予定でしょうか。建物は使用しないと朽ちていきますし、解体するか、活用する計画があるのかお知らせください。

また、建物以外の球場なども管理しなければ雑草だらけとなり、利用価値がなくなります。ボランティアで球場管理をしたいという団体がありますが、そのような考えはどう思われますか、お知らせください。以上、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） ただいまの小笠原智鶴子議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「移住・定住促進補助金事業について」であります。移住・定住促進事業につきましては、人口減少の抑制、地域活性化を図ることを目的に、平成28年度から実施しており、令和2年度からは移住者に対する補助金額を拡充しながら取組を進めております。そこで、一つ目の「各補助金の利用実績について」であります。まず、新築住宅建設者へ建設費の一部を補助する新築住宅建設補助金制度における令和3年度の実績は20件、額としては1,190万円、うち、移住者に

については4件、390万円で、移住者には最大100万円を補助しております。また、中古住宅の取得費の一部を補助する中古住宅取得補助金制度については、移住者で最大50万円の補助を3件、150万円、移住者以外の25万円補助の実績は2件、50万円となっております。

次に、町内の民間賃貸住宅に入居した方へ家賃の一部を補助する家賃補助制度でございますが、対象者が移住者の場合には、月額最大3万円を1年間補助するもので、実績は5件、53万8,000円、移住者以外は上限が2万円となり、2件、16万円の実績となっております。

また、空き家等バンク制度については、昨年度までに物件登録が10件あり、既に契約された件数は9件で、そのうち空き家取得改修等費用利子補給の利用実績は2件となっております。

その他、東京23区の在住者または通勤者は、要件に定められた就業または起業を行った場合に1世帯100万円を国・県が4分の3、町が4分の1負担して交付する移住支援金制度もありますが、これについてはこれまでに実績はございません。

次に、二つ目の「他市町村からの移住人数」につきましては、単純に転入者数をもってカウントするのではなく、ここではあくまでも移住相談・移住支援制度を活用した方々を対象としてお答えいたしますが、平成28年度から令和3年度までに24組61人ということで把握しております。ただし、移住相談等を町が直接関わらない移住者も相当数おりますので、人数的にはこれよりさらに多くなるものと認識しております。

次に、三つ目「今後の事業継続の意向」についてであります。移住・定住促進事業に関しましては、現在の事業の評価・分析をしながら、より充実した制度を検討し継続してまいりますし、移住・定住促進補助事業のほかにも若者世代の定住者を増やすための取組として、平内町乳幼児・子ども医療費給付事業や保育料の副食費も含めた完全無料化のほか、誰もが健康で長生きできるように各種健康診断や高齢者等の町民バス運賃の無料化に加え、小・中学生への早期すこやか生活習慣病検診や漁師の健康を考える会を通じた健康意識の啓蒙を図る施策も積極的に実施するなど自然減の対策も重層的に取組を継続してまいります。

ただ、当町において近隣市町村に先駆けて行った施策でありましても、地方創生の流れにおきましては近隣自治体でも取り組むことにより平内町の優位性が目立たない状況も否めないことから、今後も引き続き経済面での助成を推進しながらも、より有効な施策の展開を検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の「中学校統廃合後の校舎の取扱いについて」であります。来年4月、統合「平内中学校」開校後の、廃校となる中学校の利活用につきましては、具体的な計画などは検討していないところでありますが、財政的な理由もあり、校舎等の除却につきましては、大変厳しいものと認識しております。

現在のところ、旧東栄小学校に備蓄しております防災備品などを分散、備蓄したり、また、新役場庁舎移転に伴う公文書の保管、保存、さらに体育館などは、災害発生時の避難場所や地域開放型の体育施設としての活用、校舎周りや校庭などの雑草の草刈りなどの維持管理は、シルバー人材センターなどの活用を考えているところであります。

今後、民間事業者からの校舎等の利活用に関しての問い合わせがあった場合は、地域住民から信頼、理解が得られる事業、また、雇用など地域住民への還元などをしっかりと見極め、校舎等の利活用を進めてまいりたいと考えております。

なお、建物以外の校庭、野球場など、地域の各種スポーツ団体からの借入れなどの希望がある場合は、積極的に貸出しを検討してまいります。以上でございます。

議長（船橋健人君） 3番、小笠原智鶴子君。

3番（小笠原智鶴子君）この2つの質問は、一見関わりのないようなものなのですが、人口減少に伴い統廃合が必要になったと考えられます。補助金は既存住民の転出を抑制する効果はあると思いますが、潜在住民の転入抑制につながっていないのではないのでしょうか。いま一度町のよさを見直して、足りないものは何か、住みたくなる理由を追究してほしいと思います。

私はちょっと単純にいろんな市町村のものを見まして、廃校舎をいろいろな利活用している町村があるのを調べまして、うちの町としてももっといろんな方に来ていただくとか、やっぱり仕事がないのが結構大きいのかなと思ひまして、私はその廃校舎をうまくリノベーションしてコワーキングスペースなど、企業誘致はできないものかなと思っていましたけれども、そういうことはどうお考えでしょうか。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの小笠原議員のご質問にお答えいたします。

企業誘致の件につきましてはですね、校舎の利活用をですね私が記憶しているのはですね、吉本興業さんがですね、小学校を買入れして本社機能を移したりとかというのをちょっと事例では覚えておりますけれども、そういう形で活用できるものがあればですね、ちょっと検討してみたいと思います。以上です。

議長（船橋健人君）はい、3番小笠原智鶴子君。

3番（小笠原智鶴子君）いずれ財政の問題にもありますし、平内町をやっぱり一番知ってもらうことは何かというのを常日頃皆さん考えていると思うんですけども、より一層考えていい町になるようにお願いしたいと思います。以上です。

議長（船橋健人君）以上で3番、小笠原智鶴子君の一般質問を打ち切ります。

続いて、4番、亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君）こんにちは、亀田弘徳です。通告に基づきまして質問いたします。

私の質問は、2つあります。一つは、倒壊などのおそれがある空き家への町のお取組についてです。二つ目は、ごみの減量に向けた町のお取組についてです。

1つ目の質問に入らせていただきます。

倒壊などのおそれがある空き家への町のお取組について。

倒壊などのおそれのある管理不全状態の空き家が増えてきております。我が町は「平内町空き家等対策計画」を策定いたしまして、空き家対策を行っておりますが、町にある管理不全状態と目される空き家の現状と対策、今後の取組の展望をお伺いいたします。

一つ目は、町内にあり、町が把握している空き家等のうち、建物などの損壊が見られる管理不全状態の空き家は何棟であるかお答え願います。

また、特定空き家等の可能性が高いものが幾つあるかについてもお答え願います。

二つ目は、建物の損壊が見られるこの管理不全状態の空き家に対する町のお取組の現状と今後の方針についてお伺いいたします。

三つ目は、青森市のほうで本年6月定例会の中の一般質問へ答える形で、特定空き家が15件認定され、通知書を出したところ、うち10件から市に相談が寄せられ、取り壊しの意向に関するものが2件あったとの報道がありました。この青森市の事例からは特定空き家への指定を行うことで所有者、管理者の意識が切り替わり、放置状態から取り壊しなどへの移行が進むことが伺えます。町の考えを

お聞かせください。

四つ目は、管理不全状態の空き家に対し、実態の把握、早期解決を考えますと、条例の制定が必要と考えておりますが、町の考えをお聞かせください。

二つ目のごみの減量に向けた町の取組についてお尋ねいたします。

町では「平内町一般廃棄物処理実施計画」や「平内町分別収集計画」に基づいてごみの減量化に努めているとのことであります。しかしながら、東奥日報の4月21日の記事、ごみ排出1,000グラム下回る中のデータを見ますと、県内での平内町のごみの排出量はトップクラスであります。町の対策と取組、今後の方針をお伺いいたします。

一つ目、ごみの減量化と再資源化で平内町の現在の取組についてお伺いいたします。

2018年度から容器包装プラスチックの収集分別を強化しているということでありますけれども、その取組についてどの程度進んだかお伺いいたします。

二つ目、増加傾向にある粗大ごみの処理についてであります。

人口減少に従い、処分に回される粗大ごみが増えてきているものと考えられます。この粗大ごみの処理について、今後の取組、展望をお伺いいたします。

三つ目は、外の沢にある埋立処分場についてであります。処分場が満杯となり、使用できなくなる時期が迫っております。新たな処分場を建設する必要があると考えておりますが、その新たな処分場の建設計画の進捗はどのようになっているのかお尋ねいたします。壇上からの質問は以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、亀田弘徳議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「倒壊などのおそれがある空き家への取組について」一つ目「町が把握している建物などの損壊が見られる管理不全状態の空き家」に関しましては、平成28年度に空き家バンク制度創設の際に調査した時点では、損壊等を含む特定空き家等の可能性がある空き家が85棟、その中で特定空き家等の可能性が高いものが45棟でありました。

その後、同様の調査は行っておりませんが、中には解体撤去が確認されたものもありますが、町民からの情報提供により新たに増えたものもあり、倒壊が見られる空き家が未だ同数以上存在しているものと考えております。

次に、二つ目「建物の損壊が見られる管理不全状態の空き家に対する町の取組の現状と今後の方針」についてであります。町民等からの情報提供に基づき現地にて状況を確認後、所有者へ適正管理願いの通知等を行っており、今後も同様に必要に応じ行政指導等を行っていきたいと考えております。

次に、三つ目「特定空き家の指定を行うことで放置状態から取り壊しなどへの移行が進むのでは」についてでございますが、先ほども申し上げました所有者へ適正管理願いの通知を行ったところ、本年も2件の損壊建物の取り壊し及び撤去が確認できたことから、必ずしも特定空き家に指定しなくても、ある程度は対応できていると考えております。

次に、四つ目「条例制定」についてであります。空き家の管理につきましては、空き家法でも規定されており、第一義的には空き家等の所有者または管理者が自らの責任により適切に行うこととされておりますが、管理不全状態となっている空き家を除却したくても現状費用が捻出できず、手つかずとなっているものが多数存在しているものと考えております。

そのため、空き家の除却を推進すること等を目的とした空き家除却に係る費用の補助金創設を考え

ており、必要な要綱等を本年中に制定し、令和5年度から運用できるよう、今後、精査検討してまいります。

次に、2点目の「ごみの減量に向けた町の取組について」であります。まず、当町の1人1日当たりのごみ排出量は、議員ご指摘のとおり平成30年度から令和2年度まで県内において最も多い排出量となっております。

これは過去の一般質問でもご説明しておりましたが、事業系一般廃棄物のホタテ残渣の排出量が大きな要因となっていることから、生活系の一般廃棄物に係る減量に向けた取組を積極的に推進しているところでございます。

まず、一つ目「プラスチック製容器包装の取組について」であります。初年度の平成30年度処理量は22トンとなっておりますが、年々増加し、令和3年度では32トンの処理となっております、各年度とも分別収集計画の見込み数量より多い状況となっております。

次に、二つ目「粗大ごみの処理について」であります。青森市清掃工場への搬出量実績は、令和元年度195トン、令和2年度147トン、令和3年度185トンとなっております。搬出量につきましては、そのときの社会情勢や個人のライフスタイルの影響により増減することから、引き続きリデュースやリユースを促しながら、計画に基づいて処理に努めてたいと考えております。

次に、三つ目「新たな最終処分場の建設計画について」であります。令和3年度において、業務委託により町内7か所の建設候補地からの地形や搬入道路の整備等の立地条件や各種法律による開発規制の土地を除外して、現在地付近の外の沢埋立地エリアと旧農免道路エリアの2か所を候補地として選定しました。

その後、一般廃棄物最終処分場建設候補地選定委員会を開催して2か所の候補地について審議していただきました。委員の共通意見としては「地域住民の理解を得ることが最も重要であり、最終処分場に対する不安感を払しょくするための説明会など、地域住民との合意形成を図った上で建設地を決定されたい」という意見書を提出されました。

そのため、今後は、新たな施設の規模、形態、水処理施設等の内容を検討し、建設イメージの全体像を構築するために、他自治体の建設事案等の情報収集を行い、建設地を選定したいと考えております。

いずれにいたしましても、ごみ減量化に向けた対策については、町民の生活と密接に関係し、脱炭素に係る温室効果ガスの削減にもつながることから、資源循環の意識の醸成を図り、ごみ処理実施計画に基づいたごみ排出抑制の施策を確実に実行するため、町民の皆様のご理解とご協力を賜りながら取り組んでまいります。以上でございます。

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい、議長」の声あり）

4番（亀田弘徳君）答弁いただき、ありがとうございます。

まず、1つ目の倒壊などのおそれがある空き家への町の取組についてでありますけれども、令和5年度から除却の補助金を創設するよう努めるということの答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜひこの補助金のほうは創設して、管理不全状態の空き家が少なくなるような取組を進めていただきたいと思います。

私は数年前、5年か6年前なんですけれども、空き家のこの対策について現状を知りたいなと思って町内いろんなところを歩いていたら、当時、外童子地区において、空き家の中に窓とか、出入り口のところに、恐らく青森県の警察のマスコットキャラクターのアピー君と思われるキャラクターを含めた掲示物があって「この空き家は定期巡回で見守り管理しています」というような貼り紙があ

ったんです。それが数軒あって、そこ外童子地区だったんですけども、ああ、こうやって地域のコミュニティの人たちが警察と協力して、管理不全状態にならないよう見ているんだなと思っていたんですが、今現在、そうした物件がなくなっていて、かつてそうした貼り物があつたところというのももう貼り物当然なくなっていて、雪でもう屋根が潰れているとか、損壊が進んでいるとかという状態になって、管理不全な状態になっているような建物だけになってしまっていて、これは年々高齢化が進んでいるとか、地域の人々のつながりが弱まっているってということで、地域のコミュニティの力が低下して、結局数年前はできていたことが、もうできなくなっているということがうかがえるなと思っていました。

ですので、今回この空き家の対策を是非していただきたいということで質問したのは、年々こうした地域のコミュニティの力が失われていくのと、あと以前は自分の実家だったものというのが息子さんの代、娘さんの代だと分かっているけども、お孫さんたちになると、もう縁が切れた状態になって、放置状態になる。そうなる前に、是非この空き家、管理不全状態の空き家に対する対策の手だてを講じていきたいと思って考えておりました。

除却の補助金制度は創設して、それでやっていくということですがけれども、条例のほうというのは、やはりもうちょっと考えてからということになるのでしょうか。

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） 補助金に関しては、条例化しなくても要綱のほうで定めれば、問題がないということですので、要綱を今精査しているような状況です。状況は、一応青森県内は、一応8市町村が既に実施しております、除却の内容でありますけれども、一応除却費の2分の1の補助、上限額が一応50万円という形をまず基本にですね、町としてもそれを基本にして要綱のほうを定めていきたいと考えております。以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君） ありがとうございます。条例のほうはまだ考えずに、まずは補助金制度でこの除却や管理不全状態の解消を図っていくということですので、何とか施策のほうの実現をよろしく願います。

それでは、2つ目のですね、ごみの減量に向けた町の取組についてなんですけれども、おおむね平内町のごみの排出量の大きい部分というのが東奥日報の記事でもホタテ養殖残渣の排出量が増えているおかげで増えたりしているということであって、なかなかそうした事業系のごみに対しての減量、再利用、再資源化のうち、再利用と再資源化というのは難しいとは思いますが、一方で家庭から出るごみについては包装プラスチックの収集分別の強化で対応していると、これが令和3年度に32トンで、平成30年に比べるとほぼ1.5倍ぐらいまで増えているということで、収集分別のサイクルというのが町民の皆さんに周知されていって、これが回収率が上がっているのかなというふうに考えておりました。

二つ目の粗大ごみ関係なんですけれども、私の一番目の質問の倒壊のおそれがある空き家とか、除却が進むと家の中にあるそれまで住んでいた人たちが使っていた物というのが粗大ごみとして出てくるということで、こちらのほうが結構そうした処理が進めば、量が増えるんじゃないかなと思っていて、質問の中に入れてさせていただきました。そのためになるだけきちんと住民との合意形成を図っていただきたいとは思いますが、町の中での埋立て処分場っていうものの建設計画というのは住民との合意形成を進めながら、速やかに進めていってほしいと思うんですが、これについて改めて意気込みとかを聞きたいのですが、よろしいでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町民課長。

町民課長（工藤隆之進君） 亀田議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これからの計画という形でお答えさせていただきますと、現在のスケジュールはまだ決まっておりませんが、実は。ですが、選定委員会の意見を深く受け止めて、また、他自治体の建設事案等の情報を収集し、住民の理解を得るために、しっかりとした事業を構築し、慎重に進めていきたいと考えておりましたので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4番（亀田弘徳君） 処理場のほうは慎重に合意形成を図りながら進めていくということでしたので、ぜひそのように進めていっていただきたいと思います。

私からの質問は以上です。

議長（船橋健人君） 以上で、4番、亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

続いて、11番、木村良一君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、11番。

11番（木村良一君） 11番、木村良一です。議長の許可をいただきまして、壇上から一般質問させていただきます。

質問は、9月8日に東奥日報で報道されておりました「船橋町長の4期目への対応について」であります。

船橋町長は、平成23年に「ふるさと平内の創生」をうたい、8つの公約を掲げて立候補いたしました。町民各位の信託を受け、町長に初当選されてから3期11年が過ぎようとしています。この間、船橋町長は公約の実現に向け積極的に取り組んできました。各漁協関連施設の整備促進、農業関係機関との連携・強化、藤沢、清水川地区の町営住宅の新築、小湊中学校、西平内中学校、東平内中学校の管内3中学校を統廃合して、令和5年4月平内中学校として開校予定、平内中央病院の経営改善、新・ご当地レストラン・ホタテグルメ館の開設、保育料の無料化、旧青森少年院跡地の取得等と着実に進めているところです。また、築53年が経過し、耐震不足と診断された役場庁舎について、令和3年12月の定例会で旧青森少年院跡地に役場の位置を変更する条例を議決したところであります。ほかにもまだ数多く挙げられますが、このように船橋町長が県職員時代に培った豊かな経験と人脈を町政推進に当たり十分に活用し、着実に実績を積み重ねていることや、令和3年町村会会長、全国町村会副会長の重責を務めているところで、私は高く評価いたします。

船橋町長は、自分で手掛けた事業を責任を持って目鼻をつけたいと、常に述べております。すなわち、継続中の事業や役場庁舎の移転新築、少子高齢化、人口減少対策等々の課題が山積していますが、引き続き行政手腕を発揮するものと思います。私は3期11年にわたり平内町民の先頭に立って、限られた資源を有効に活用し、平内町のさらなる発展に尽力し、その優れた行政手腕と行動力を高く評価するとともに、人格も申し分なく、リーダーとしての資質を十分に備えていると確信しています。

船橋町長、3期目の任期もあと1年となりました。平内町民の先頭に立って、明るく、楽しく暮らせる魅力あふれる「ふるさと平内の創生」のために、次期町長選挙に4期目を目指して立候補される考えがあるのかお伺いして、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、木村良一議員のご質問にお答えをいたします。

「船橋町長の4期目への対応について」であります。私の町政運営に対する身に余る評価とともに温かいお言葉を賜りました。

町長としての歩みを振り返りますと、「ふるさと平内の再生」を心に誓い、町が直面する多くの課題を絶対に先送りしないという信念の下、自問自答と試行錯誤の連続でありましたが、3期11年無我夢中で走ってきたところでございます。

政策的には、町民の健康と命を守ることを第一に考え、平内中央病院の「地方公営企業法の全部適用」などの医療事業改革、町民の短命返上への取組とし「平内町健康なまちづくり宣言」に伴う「漁師の健康を考える会」など、各種健康増進事業、また町の宝であります子供たちのために保育料の無料化、高校生までの医療費無料拡大や、教育環境の改善として町内3中学校の統廃合の実施や、小学校及び公共施設へのエアコン設置、町防災拠点としての新平内消防署の建て替えなど、調整の着実な前進を図ることができたものと感じております。これもひとえに、議員の皆様、町民の皆様のご支援の賜物であると心より深く感謝を申し上げる次第であります。

次期、町長選挙に向けた私自身の考え方についてでございますが、令和の新時代を迎えたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息することなく、また、ロシアによるウクライナ侵攻による世界、日本経済の大きな混乱から、住民生活に直結する物価の上昇のほか、急激な少子高齢化や人口減少の進行等により、大変厳しい困難な状況下であります。地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生の取組、コロナ禍における多様で柔軟な働き方、デジタル社会への適合や、コロナ禍により浮き彫りになった子供たちの教育格差、さらには頻発する自然災害に備えた防災、減災対策など、解決すべき多くの課題を抱えております。

当町を含め、全ての地方公共団体にとりまして、健全で持続可能な自治体経営を実現し、行政サービスを維持、発展させていくためには、地域資源を最大限に活用し、総意工夫を尽くした中であらゆる施策を展開するなど、大変難しい行政運営を求められております。

今後、予定しております新役場庁舎の建設など、私は、今日の平内町の発展を僅かでも後退させることなく、町民一人一人の視点を大切にしながら、日々の暮らしや、命を守り、当町の可能性を将来に向けて大きく開いていくために、これまで培ってまいりました行政経験の全てをつぎ込み、今後も町政の先頭に立って、安全に安心して笑顔で暮らすことができる地域社会を築いていくことがこれまで私を支えて、育てていただいた全ての町民に対する私自身の責務、使命であると考えております。子供たちが愛着と誇りを持って、安心して受け継いでいけるような地域社会、ホタテ養殖業などの地場産業のさらなる発展、町民生活の安定と福祉向上など、誰一人取り残さない持続可能な社会実現に向けて、今まで以上に町民の皆様に寄り添い、共に手を携えながらつくり上げてまいりたいと、心より願っております。

多くの町民の皆様と共に、コロナ禍の厳しい時代に向けた認識と未来に向けた夢や希望、無限な可能性を共有し、人知れず私を支持、支援してくれている多くの町民の皆様の期待に応えるため、精神的にも肉体的にも充実、横溢している現在の状況のまま来年秋の町長選挙に立候補し、当町の発展のため、全身全霊を込めて町政に携わらせていただくことを決意しているところでございます。引き続き、皆様からのご指導、ご鞭撻を賜りますようどうぞよろしくお願いを申し上げます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、11番木村良一君。（「はい」の声あり）

11番（木村良一君） 答弁、ありがとうございます。ただいまの答弁、町長の力強い4期目への立候補宣言と私は受け止めました。私もできる限り町長を支援したいと思います。お体に留意して4期目に挑戦よろしくお願いたします。ありがとうございました。

議長（船橋健人君） 11番、木村良一君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。



日程第2、質 疑

議長（船橋健人君） 日程第2、「議案第55号」から「議案第77号」まで以上23件を議題とし、質疑を許します。はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 一般会計補正予算案でございますけれども、今回の案には平内町役場庁舎整備事業に35億円の債務負担行為と、令和5年度から令和27年度という提案がなされております。私はここで聞きたいのは、リースというふうはこの提案であります。工事費が25億円、解体工事費が3億円、合わせて28億円が20回払いで、一回がこの1億7,500万円が20回で35億円と、片や、この従来方式がですね、一般財源が6億5,500万円、起債を合わせて31億5,600万円と、これリースに比べて従来方式が約1割低いわけです。それをあえてリースにしたのは何であるのかということなんです。現在、9月5日現在で、基金が財政調整基金と公共施設等の整備基金が合わせて12億7,800万円とあります。これを従来方式じゃなくて、リース方式にするのは、これ以外に、さらにお金がかかるんだということでこの解体費、また工事費以外にかなりお金がかかるからリース方式にするのではないかと思うわけなんです、そのことについて詳細な説明をお願いいたします。

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの田中光弘議員のご質問にお答えいたします。

これからですね、例えば庁舎建設に関しては25億円、解体費用は3億円ということになっておりますけれども、そのほかにまずかかる金額としましてはですね、庁舎の備品として、今補正予算のほうでも大体4,000万円ぐらいのコロナの交付金で購入する備品がありますけれども、そのほかに約1億5,000万円ぐらい備品がかかるのではないかと、まずそのほかにまた引っ越しの費用、また引っ越しの費用にはですね、防災無線の関係もありまして、こちらのほうは移設が可能なのか、新設が可能かどうか一応含めてですね、今検討している最中で、こちらのほうは金額的には大分大きな金額になるということは業者のほうから確認はしております。

また、そのほかにですね、周辺道路の造成とかの関係ではですね、地域整備課のほうから大体2億6,000万円ぐらい整備がかかるのではないかと、プラスまた水道の整備につきましても大体7,100万円ぐらい、プラス下水道のほうも6,100万円ぐらいかかるということですので、このほかにまた見えない費用がまた出てくるのかなということもありますので、財政基金が確かに賄える金額ではありますけれども、この基金を全部はたいてしまった場合、例えばこれから鯉ヶ沢さんとか、深浦町で起こった大雨の対応のときに災害対応ができない。また、町独自の支援策として、例えば町民の方への支援策、支援金だとか、そういう形の支援がまるっきりできない。また、大雪が降った場合、今年は2億円以上のお金がかかっております。これも本来は当初予算では7,000万円しか予算組んでおりません。普通交付税を見込んだ形でいつも補正を議員の皆さんにお願いしてですね、何とかやり繰りしている状況になっておりますので、私たちはリース方式を採用したという経緯であります。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） ということはまだはっきりとは金額はまだ示せない、それでね、備品とかるその係る経費について述べられましたけれども、これというのは、全額一括払いというものもあります

でしょうが、数年払いというのものもあるんでしょう。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、工藤指導監。

総務課指導監（工藤英仁君） はい、お答えいたします。

従来方式で起債を活用して建てた場合は、ここにある6億5,500万円は全額一括現金で出ます。ということになりますので、これを分割して払うということではできないという状態になるんですけども。（「そういう意味じゃなくて」の声あり）（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 私が質問をしているのは、工事費とか、解体工事費以外の新たにかかる経費について、一括払いのものもあるんでしょうが、数年払いのものもあるんでしょうという。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、工藤指導監。

総務課指導監（工藤英仁君） これにつきましても、工事費につきましては起債適用になるものは当然分割して払っていくことができます。ただ、適債性がないもの、それらについてはやはり現金で一括で出ていくという形になります。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、太田議員。

6番（太田満則君） 今、話になったみたいに、全体が見えないんですよ全体が。今話したみたいに、取りあえず庁舎はこうですと、けども、附帯するものはもっとありますよと、そのときのために今リースでやるんですよと、こういう話なんですけども、私らにこの前話したそれこそリースと今までのやり方とどのくらい差があるのということを出してもらったのはそのくらいですけども、全体像を見せてほしいと、今予定している全体像、例えば、この前もちらっと話してましたけども、車庫を造りますと、あるいは公園でないけども、そういう憩いの場みたいなものも造りますというような話もしました。がしかし、あそこの場合というのは、本当にこう低いわけですよ。ですんで、それ相応に埋立てもしなければ駄目だと、当然水はけが悪いので排水設備も入れねば駄目だということで、考えているお金よりも多分いっぱいかかるんでないかなって、私自身思うんです。ただ、庁舎の建設、あるいは車庫の建設だけで済む話でないと、私、そう思ってますので、全体像を見せてほしいということです。

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） 太田議員のご質問にお答えいたします。

先ほども田中議員に説明したとおり、全体像としては庁舎の備品、引っ越し費用、防災無線の新設かまたは移設の使用、周辺道路の例えば整備費で大体2億6,000万円、水道の整備費等で7,100万円、下水道が6,100万円という形ですので、これを積み上げた形でよければ、全体像はお示しできるのかなと、そのほかに例えば不測の事態が発生する可能性もありますので、工事費に関してはこれ以上膨れ上がるという可能性は高いものだと思います。これを積み上げたものの資料であれば、議会今、開会中ですので、準備してお渡ししたいと思います。以上です。

議長（船橋健人君） はい、太田議員。

6番（太田満則君） 今、話したみたいに、できるものは見せてほしいと、ね。でなければ後からいやいや実は、あれやったつきや当然これが附帯でつくんだねと、こういう話にもなり得るんで、今考えられている工事費の積み上げ、そしてゆったみたいにリースでやるのは建物だけだよと、後のものは今まで従来どおりやるんだよということであればそれなりの財源の内訳をつけてほしいと。

議長（船橋健人君） そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 質疑を終結することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。質疑を終結します。

◇

日程第3、決算特別委員会の設置

議 長(船橋健人君) 日程第3、決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。

「議案第55号」から「議案第64号」までの各案件は、11名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、「議案第55号」から「議案第64号」までの10件については、11名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

◇

日程第4、議案の付託

議 長(船橋健人君) 日程第4、議案の付託を行います。

お諮りします。

「議案第55号」から「議案第72号」の各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、決算特別委員会及び各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、以上の各案件は、議案付託表のとおり委員会に付託することに決定しました。

◇

日程第5、陳情の付託

議 長(船橋健人君) 日程第5、陳情の付託を行います。

陳情文書表の要旨を事務局長に朗読させます。

議会事務局長(佐々木一成) それでは、陳情文書表の朗読をさせていただきます。

受理番号、陳情第3号。

受理年月日、令和4年7月22日。

件名、中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情。

陳情者の住所、氏名、兵庫県伊丹市北伊丹1-75、井田敏美。

陳情の要旨、中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。中でも最たるものは、臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人たちから生きたまま臓器を強制的に摘出することです。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。2019年には、英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で臓器収奪は中国全域で何年にもわたりかなりの規模で行われてきており、法輪功学習者が恐らく主な臓器源であると

結論づけられました。

以上のことから、中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望いたします。

付託委員会、総務福祉常任委員会。以上で陳情文書表の朗読を終わります。

議 長（船橋健人君） 会議規則第95条の規定により、「陳情第3号」は、総務福祉常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日13日及び14日は決算特別委員会開会のため、また15日は各常任委員会開会のため、休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、13日から15日までの3日間は休会となります。

来る9月16日は午前10時から会議を開きます。

なお、決算特別委員会は9月13日午前10時より議場に招集します。

以上で終わります。どうもお疲れさまでした。

（午後2時25分 散 会）

令和4年第3回平内町議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月16日

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、決算特別委員会報告
日程第 2、総務福祉・経済文教常任委員会報告
日程第 3、議案第73号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 4、議案第74号 財産の取得について〔新型コロナウイルス感染症対策用庁舎備品〕
日程第 5、議案第75号 青森地域広域事務組合規約の変更について
日程第 6、議案第76号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第 7、議案第77号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 8、議員派遣の件

(町長挨拶)

閉会

出席議員 10名

議長 船橋 健人君 副議長 木村 良一君 2番 田中 大君
3番 小笠原 智鶴子君 4番 亀田 弘徳君 5番 田中 茂勝君
6番 太田 満則君 8番 倉内 清一君 9番 佐々木 徳正君
10番 田中 光弘君

欠席議員 1名

7番 七尾 潔君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船橋 茂久君 副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君 総務課指導監 工藤 英仁君
企画政策課長 田中正美君 税務課長 渡邊 仁志君
町民課長 工藤 隆之進君 福祉介護課長 塩越 信子君
福祉介護課指導監 竹達 暁教君 健康増進課長 松山 秀子君
健康増進課指導監 大水 要君 農政課長・農業委員会事務局長 飯田 千代志君
水産商工観光課課長 畑井 幸治君 地域整備課長 佐々木 隆志君
地域整備課上下水道管理室長 近藤 吏君 会計管理者 飯田 剛志君
平内中央病院事務局長 小形 正樹君 消防監消防署長 木村 秀人君
教育長 渡辺 伸一君 学校教育課長 須藤 鉄博君
生涯学習課長 船橋 英樹君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一成 事務局長補佐 片山 潤一

振鈴（午前10時 開 議）

議 長（船橋健人君）おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。

日程に入る前に、渡辺教育長が新型コロナウイルス感染症濃厚接触となりましたので、本日の本会議を欠席するとの連絡がありましたので、報告いたします。

次に、町長より令和4年度第3回平内町議会定例会提出議案、町長説明要旨の一部、訂正の申し入れがありました、配布資料のとおり訂正いたします。

また、亀田議員より9月12日の一般質問において、太田満則議員の発言に不穏当と認められる箇所があるとの意見があり、9月14日議会運営委員会を開催、調査の結果、不穏当であると結論にいたりました。議長においても不穏当と認めますので、発言の取り消しを命じます。



日程第1、決算特別委員会報告

議 長（船橋健人君）それでは、日程第1、決算特別委員会から議案審査の報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により「議案第55号」から「議案第64号」までの10件を一括して議題といたします。決算特別委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

決算特別委員会委員長（田中光弘君）決算特別委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第55号 令和3年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第56号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第57号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」、「議案第58号 令和3年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、「議案第59号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第60号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第61号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第62号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第63号 令和3年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第64号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」以上10件について、9月13日、14日審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「認定すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議 長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第55号」から「議案第64号」までの10件については、委員長報告は「認定すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第55号」から「議案第64号」

までの10件は、委員長報告のとおり「認定」されました。



日程第2、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議長（船橋健人君）日程第2、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、議案の審査報告書が提出されました。会議規則第37条の規定により「議案第65号」から「議案第72号」及び「陳情第3号」の9件を一括して議題とします。はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

総務福祉常任委員会委員長（田中光弘君）総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。当委員会に付託されました「議案第65号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第66号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第71号 令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第72号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」以上4件について、9月15日審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

また、付託を受けていた「陳情第3号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情」について、9月15日審査会を開き慎重審査の結果「不採択とすべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。経済文教常任委員会委員長（亀田弘徳君）経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。当委員会に付託されました「議案第65号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第67号 令和4年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第68号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第69号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第70号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」以上5件について、9月15日審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。

これより「議案第65号」から「議案第72号」及び「陳情第3号」の以上9件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、議案は「可決すべきもの」、陳情は「不採択とすべきもの」であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第65号」から「議案第72号」

及び「陳情第3号」の各議案は「可決」、陳情は「不採択」と決定しました。



日程第3、議案第73号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第3、「議案第73号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第73号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第73号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第73号」は「可決」されました。



日程第4、議案第74号 財産の取得について〔新型コロナウイルス感染症対策用庁舎備品〕

議 長（船橋健人君）日程第4、「議案第74号 財産の取得について〔新型コロナウイルス感染症対策用庁舎備品〕」を議題といたします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）総務課長。総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第74号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第74号 財産の取得について〔新型コロナウイルス感染症対策用庁舎備品〕」は、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第74号」は「可決」されました。



日程第5、議案第75号 青森地域広域事務組合理約の変更について

議 長（船橋健人君）日程第5、「議案第75号 青森地域広域事務組合理約の変更について」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）企画政策課長。

企画政策課長（田中正美君）（「議案第75号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第75号 青森地域広域事務組合規約の変更について」は、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第75号」は「可決」されました。



日程第6、議案第76号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（船橋健人君）日程第6、「議案第76号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

田中茂勝議員ほか5名の連名により、「議案第76号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」、「議案第77号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は無記名投票にされたいとの要求がありましたので、無記名投票で行います。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君）（「議案第76号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。

投票準備のため暫時休憩いたします。

（休憩 10時23分）

（再開 10時24分）

休憩を取り消し会議を再開します。これより採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（片山事務局長補佐、議場を閉める）

議長（船橋健人君）ただいまの、出席議員数は、10人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、2番田中 大君、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申し上げます。投票用紙には、賛成と反対の文字が印刷されてありますので、いずれかの枠内に丸印を自席で記入してください。

また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって反対とみなしますので注意してください。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（船橋健人君）異常なしと認めます。それでは、投票用紙へ記入願います。

(投票用紙へ記入)

議長(船橋健人君) 2番議員から、順番に投票願います。

(投票)

議長(船橋健人君) 投票漏れはございませんか。(「漏れなし」声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。田中 大君、小笠原智鶴子君、亀田弘徳君開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票のうち、

賛成 9票

反対 0票

以上のおり「賛成」多数であります。したがって「議案第76号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」は「同意」されました。



日程第7、議案第77号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(船橋健人君) 日程第7、「議案第77号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。(「はい、議長」の声あり)。はい、町長。

町長(船橋茂久君) (「議案第77号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員は、10人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、5番田中茂勝君、6番太田満則君、8番倉内清一君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申し上げます。投票用紙には、賛成と反対の文字が印刷されてありますので、いずれかの枠内に丸印を自席で記入してください。

また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって反対とみなしますので注意してください。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長(船橋健人君) 異常なしと認めます。それでは、投票用紙へ記入をお願いします。

(投票用紙へ記入)

議長(船橋健人君) 2番議員から、順番に投票願います。

(投票)

議長(船橋健人君) 投票漏れはございませんか。(「漏れなし」の声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。田中茂勝君、太田満則君、倉内清一君開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票のうち、

賛成 9票

反対 0票

以上のおとり「賛成」多数であります。したがって「議案第77号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は「同意」されました。

議場の出入り口を開きます。(片山事務局長補佐、議場を開く)



日程第8、議員派遣の件

議長(船橋健人君) 日程第8、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第122条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元に配布してあります、議員派遣の件のおとり議員を派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。



議長(船橋健人君) 総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおとり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のおとり閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のおとり閉会中に実施することに決定しました。

次に議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおとり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。



議 長(船橋健人君) 以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。(「はい、議長」の声あり) はい、町長。

町 長(船橋茂久君) 閉会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。去る9月9日開会いたしました本定例会では、前年度の各会計にかかわる決算認定及び本年度の各会計補正予算案について、また10月7日に任期満了となる、渡辺教育長の再任への人事案件など、合わせて23件御提案申し上げておりましたが、本日全案件ともそれぞれ、御承認、御議決、御同意をいただき誠にありがとうございました。渡辺教育長も再任されましたので力を合せ、今後の町政の運営に万全を期してまいりたいと思っております。

また、一般質問あるいは決算特別委員会、また各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に、今後とも予算の執行並びに事務事業について遺漏のないように職員一同万全を期してまいりますので、議員皆様方にはこれまで同様の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

議 長(船橋健人君) これをもちまして、令和4年第3回平内町議会定例会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(午前10時41分 閉 会)

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

